

Shonan Heartful Park

県立辻堂海浜公園

県立辻堂海浜公園

平成 26 年度事業計画書



公益財団法人神奈川県公園協会

株式会社オーチャー グループ

事業計画書（目次）

1.基本方針・経営計画

提案書 1 「施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針」・・・・・・・・・・1 ページ

提案書 2 「本公園の管理に向けた参加意欲や抱負及び具体的な提案」・・・・・・・・6 ページ

提案書 3 「本公園における特性と課題を踏まえた維持管理」・・・・・・・・・・8 ページ

<付属書類>

年間維持管理計画表

2.実施体制等

提案書 4 「執行体制の内容」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16 ページ

提案書 5 「緊急時の体制」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21 ページ

提案書 6 「人材の育成計画」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25 ページ

提案書 7 「諸規定の整備」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27 ページ

提案書 8 「公園の安全管理」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30 ページ

提案書 9 「利用者への対応」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35 ページ

提案書 10 「利用促進方策」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40 ページ

提案書 11 「自主事業の運営」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44 ページ

<付属資料>

ア 駐車場事業計画

イ 売店事業計画

ウ 自動販売機事業計画

エ ロッカー・シャワー事業計画

提案書 12 「地域や関係機関との連携」・・・・・・・・・・・・・・・・47 ページ

<付属書類>

委託予定業務一覧表

(1) 当該公園の設置目的を踏まえた管理運営方針

私たち公益財団法人神奈川県公園協会と株式会社オーチャーは、本公園の指定管理者として、本公園の整備方針や管理運営基準の「維持管理方針」「運営方針」と、これまでの取り組みを踏まえ、次の事項を総合的な管理運営方針とし、3つのテーマを掲げ、一層の県民サービスの向上と経費の節減に努めた管理運営に取り組めます。

《総合的な管理運営方針》

誰もが主役となって、笑顔と幸せになれる公園づくり
＜ 湘南ハートフルパーク ＞

管理運営の3つのテーマを実現するためにそれぞれ以下の通りに取り組めます。

管理運営のテーマ

誰もが主役になれる
公園づくり

人に優しく
笑顔になれる公園づくり

誰もが楽しく
快適な公園づくり

① 誰もが主役になれる公園づくり

- 地域や県民との協働、連携による公園づくりを進めます。
- 地域活動やコミュニティ形成の場となる機会を増やします。
- 企画段階から県民や地域が関われる公園まつりの仕組みづくりを進めます。
- 広大な芝生広場を活用し市民が自由に発表できる場づくりを進めます。



花植え

【平成26年度実施内容】

- 引き続き辻堂海浜公園運営協議会や地域団体等との連携を図り、公園の管理運営を通して、地域や県民との協働連携した公園づくりを行います。
- 地域の活動団体等の持込企画やイベント等を積極的に支援し、「かいひんSUNDAY事業」として市民発表の機会提供を継続します。

② 人に優しく笑顔になれる公園づくり

- ユニバーサルカヌーを拡充し、より多くの県民の利用と参加を図ります。
- 障がいの有無に関わらず公園を利用し、参加できるプログラムを充実します。
- ユニバーサルな公園として、広く県民に発信し、取り組みの可能性を広げます。
- 湘南の海を利用するサーファーに優しいサービスの提供を行います。



ユニバーサルカヌー

【平成26年度実施内容】

- 地域団体等と連携実施しているユニバーサルカヌーを始め、障がい者団体と連携し、障がい者も参加できる利用プログラムの提供に努めます。
- サーファーや海の利用者へのサービスとして、屋外温水シャワー及びライブカメラの管理運営を継続します。

③ 誰もが楽しく快適な公園づくり

- 快適に利用できる芝生広場の提供と花のあふれる公園づくりを進めます。
- プールを始めとする公園施設の維持管理、安全管理を徹底します。
- 利用者の視点に立った、安全度と満足度の高いプールや交通公園、駐車場などの管理運営を実行します。



芝生広場

【平成 26 年度実施内容】

- 引続き、パトロール等により安全安心で清潔な公園づくりを目指します。
- 芝生広場が安心して利用できるよう、引き続き、トゲのあるメリケンソウの駆除に取り組みます。
- 「花のある空間」をテーマに積極的な花修景を継続します。
- 夏季の道路渋滞対策の一環として、多目的グラウンドを活用して臨時駐車場を開設します。

(2) 利用者の平等な利用の確保について

ア 平等利用確保の考え方

本公園は都市公園法に基づく「公の施設」であるため、指定管理者は県の代行者として、常に平等かつ公平・公正な取り扱いによる、安全で快適な管理運営を行う責務があります。

そこで、私たちは、本公園の管理運営にあたっては、地方自治法第 244 条第 2 項、第 3 項の主旨に則り、正当な理由のない限り、利用を拒まず、特定の個人や団体の利用を優先することのないようにすることを徹底し、子供から成人、高齢者、障がい者等がそれぞれの目的で楽しく公園利用ができるよう管理運営を行います。

イ 平等利用に向けた取り組みについて

本公園は、子供から高齢者、障がい者等多くの利用者はもとより、地域団体やボランティアで活動する方々など多様な人たちが利用します。

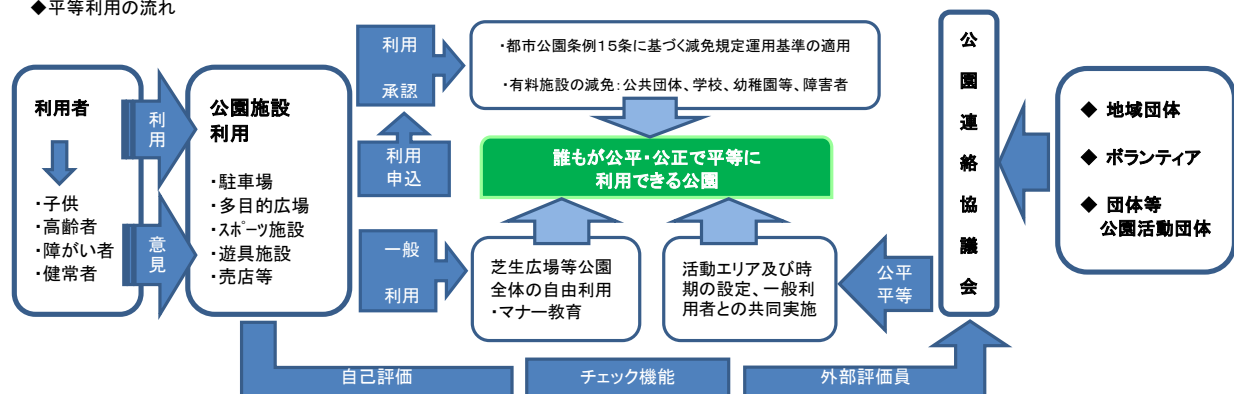
このため、私たちは、園内や窓口での案内、プールや交通展示館など有料施設の利用受付案内、さらには苦情、意見、要望等への対応など、あらゆる場面において、公平・平等、公正な判断対応が求められるため、相手の尊厳を尊重し親切丁寧な対応を行います。

利用者の価値観も千差万別であるため、中には不適切な利用や要望もあります。そのような利用者に対しても根気良く理解を求め、特定の利用者の意見に偏らないよう配慮します。

日々の管理運営業務において、平等の点で課題が生じた場合は、その検証と必要な改善を行い、平等利用の確保に努めるとともに、職員の人権・接遇研修等において、公平・平等について職員教育を行い、意識向上を図ります。

《平等利用の流れ》

◆平等利用の流れ



(3) 利用者や地域住民等に配慮した管理運営について

私たちは、これまで県立公園をはじめとする公の施設の管理運営に取り組んできた経験と本公園の管理実績を踏まえ、利用者や地域住民に配慮した管理運営に取り組めます。

ア 県民や地域住民等の意見を反映した管理運営

利用者や地域住民の声は、本公園の魅力を向上させ、より良く管理運営（改善）するための**貴重な情報源**です。

- ご意見箱の設置やインターネットの WEB 投稿、利用者アンケート等を活用して、また、地域団体やボランティア団体、自治会等から構成する辻堂海浜公園運営協議会をとおり、意見、要望、提案を把握し、業務改善に反映します。
- 地域住民からの意見要望は、自治会・町内会との連携の中で把握し、管理運営に反映してきており、今後とも信頼関係を大切にして要望等を把握し、必要な改善を図ります。

イ 利用者や地域に信頼される管理運営

- 公園の平等利用、利用者の声を大切にした管理運営を始め、トイレなどの清掃の徹底や遊具の確実な点検など安心して安全、快適に利用できる環境を整え、また、地域との連携による管理運営やイベント等の開催を通して、利用者や地域に信頼され愛される公園を目指します。

ウ 地域と連携した防災対策

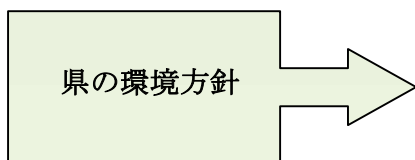
- 本公園は、広域避難場所に指定されていませんが、迅速な利用者の安全確保と適切な避難誘導ができるよう準備を整え、県民の信頼を高めます。災害発生後は、地域住民ならびに利用者が不快を感じることなく安全で快適に利用できるよう、速やかに復旧処置を講じて、安全確認の後に早期の利用再開に努めます。

【平成 26 年度実施内容】

- 東日本大震災を踏まえ、藤沢市と茅ヶ崎市主催の津波避難訓練と一緒に参加します。
- 地震等の災害に備え、職員緊急参集訓練を行います。
- 交通公園スカイサイクル搭乗者の救出訓練を毎月 1 回実施します。

(4) 環境に配慮した管理運営について

環境保全型行政に率先して取り組む**県の環境方針**を踏まえ、



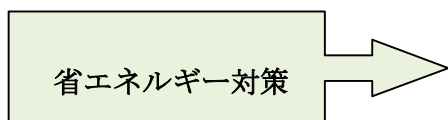
- ① 豊かな環境の次代への継承
- ② 環境負荷の少ない持続的発展
- ③ 環境保全上の支障の未然防止
- ④ 快適な都市と生活の実現
- ⑤ 地球環境保全に向けた取り組み

本公園では**環境への配慮と工夫**に継続して取り組みます。

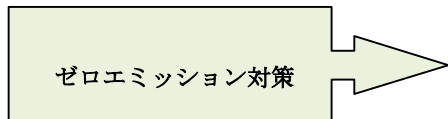
ア 利用者への環境配慮の伝達と管理運営に係る環境保全の必要性

公園は、水・緑・大地・大気・生き物などからなる環境の総合体であり、県民の大切な財産でもあります。本公園の管理運営にあたっては、公園の存在が清浄な空気を生み、都市気象の緩和や生物の生息環境の提供に大きく貢献していることを伝えます。本公園では、海浜の自然環境を主とした環境保全活動を通して環境に配慮した管理運営に取り組みます。

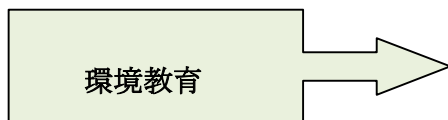
イ 具体的な環境保全の取り組み



- ① グリーンスクリーンの導入による夏季エアコンの節電と利用者への普及啓発
- ② 照明などの節電、 ③ 節水
- ④ 駐車場でのアイドリングストップの要請



- ① 間伐材のチップ化による植栽マルチング材等への活用
- ② ゴミ持ち帰り運動の推進
- ③ ゴミの分別処理
- ④ 事務用品等のグリーン購入



- ① 海浜植物観察会
- ② 中学校の海浜植物の種まき活動
- ③ 普及啓発 PR 活動

など、これまでも環境負荷の低減に努めており、環境教育に寄与する活動にも取り組んでいます。今後も、環境配慮の視点で定期的に管理運営を見直し、必要な改善を図りながら環境にやさしい取り組みの努力を継続します。

【平成 26 年度実施内容】

- 引続き、環境保全の取り組みを実施します。
- 引き続き、ペットボトルキャップはリサイクルを兼ねて回収し、世界の子どもたちにワクチンを贈る「NPO 法人 世界の子ども達へワクチンを日本委員会(JCV)」の活動に協力します。
(※当 NPO 法人は 2012 年にはミャンマー、ラオス、ブータン、バヌアツにワクチンを支援)

計画書 2 「本公園の管理に向けた参加意欲や抱負及び具体的な提案」

公益財団法人神奈川県公園協会は、昭和 50 年の設立以来、都市公園及び自然公園利用施設等の適切な運用及び維持管理、利用増進を図り、「県民の健康、やすらぎ、快適な生活の推進に寄与することを目的とした法人」であり、「公の施設の管理運営実績」には県民から高い信頼と評価をいただいています。

また、株式会社オーチャーは、スポーツ施設管理実績を数多く持ち、プールに関しては安全管理に必要不可欠な資格保有者が多数在籍し、安全のノウハウを有している企業であります。本公園をはじめ、プールや駐車場の管理運営、施設点検業務に 20 年以上携わり、機動力と組織力をもって、県民に安心して公園を利用していただく環境づくりに取り組んできました。

私たちグループは、平成 18 年度から本公園の指定管理者として、

- 広々とした芝生広場を気持ちよく使っていただくための快適な利用環境の提供
- 季節ごとに開催する公園まつりを始め、様々な利用プログラムの展開
- マツやハマボウフウなどの海浜植物の保全などを通して、県民に親しまれ、愛される公園づくりの信頼と実績を築いてきました。

本公園の指定管理者応募への参加に当たり、継続事業者としてこれまでの管理運営に関する技術と経験の蓄積を活かすと同時に、刻々と変化する社会ニーズに敏感に対応した新たな発想により、公益法人ならではの新たなサービスを、県民のみなさまに提供し続けたいと考えます。

(1) 指定管理者自身のノウハウを活かす提案

私たちはパートナーとして、様々な取り組みを通して築いてきた**ノウハウ**を、今後の公園づくりに活かします。

ア 「公の心」を育み、誰からも愛される質の高い公園

公園は、県民の施設であり大切な財産であります。公園利用を通して「公の心」を育み誰もが気持ちよく利用できる親しみのある、愛される公園づくりをします。

イ かながわの郷土愛を醸成し、新しい喜びを展開する公園

子供からお年寄りまで利用される多様な施設を有する県を代表する公園であり、県民の誇りとなる公園づくりをします。

ウ 人と地域とともに育つ公園

県民やボランティア、地域団体の参加を促し、地域と協働した取り組みを充実し、地域が育む公園づくりをします。

エ 多様な生物が育む資源循環型の公園

海浜地に隣接する公園であり、園内には貴重な海浜植物も生育しており、これらを守り継承する公園づくりをします。

以上の理念に基づき総合的な管理運営方針である

誰もが主役となって、笑顔と幸せになれる公園づくり

を目指して、本公園を舞台とした生きがいのある暮らし、人と人との出会いなどの場づくりに取り組み、地域に貢献します。

(2) 参加意欲や抱負及び具体的な提案

私たちグループは、ジャンボプールや交通公園などの大型施設を有する本公園の指定管理者として、互いのノウハウとネットワークを活かして、多岐にわたる公園施設を適切に管理し、県民が快適に利用・参加できる環境を築き、安全・安心な施設運営を行いました。

また、公園まつりや各種利用促進プログラムの展開を通して、地域や県民と強い絆で結ばれ、信頼関係を築くなど、大きな実績を残しました。

駐車場の運営においては、本公園が、湘南海岸に接しているため、サーファーの利用が多いことも、他の公園には無い大きな特徴です。

この駐車場の運営は、海を利用するサーファーの利用が大きな影響を及ぼしており、平成17年後半から、自然現象による波の変化等により、サーファー利用が急激に落ち込み、駐車場の利用収入が大幅減となる事態が生じています。私たちグループは、この危機に対処し、減収を最小限に留めるため、利用促進事業の新たな展開を模索し、地域と協働した様々な企画を展開し、サーファーのみに依存しない公園づくりに取り組んでいます。

本公園の駐車場運営は、天候不順や風による波の変化等自然現象による影響を受けやすく経営上厳しいものがありますが、私たちグループは、公の施設の管理に携わる者の使命と考え、可能な限り経営努力を続け、更なる公園の魅力アップに取り組み、地域に貢献してまいります。

この他にも、本公園は天候に左右されやすい「ジャンププール」や「交通公園」を抱えておりますが、これまでの経営実績とノウハウを持って、私たちの管理運営方針である「誰もが主役となって、笑顔と幸せになれる公園づくり」を目指し、地域の信頼に応えるため次の取組みを提案します。

《具体の提案》

ア 公園利用のさらなる促進

- 季節ごとの公園イベントの充実・拡大
- 花による公園修景の推進
- 公園を活用した地域団体や県民主催の持込みイベントの支援・協力
- 閑散期の施設、期間の利用促進
 - ・利用動向に合わせた有料施設の料金設定の検討
 - ・平日や夏休み期間前後のプール利用の促進
- 本公園を起終点とした「湘南ツーリング」の実用化検討

イ 県民や地域との輪を広げ公園づくり

- イベントや体験教室などの開催にあたって、企画段階から地域団体や協力者の輪を広げ、地域と一緒に作った公園づくり
- 「辻の盆」親子孫三世代の触れあう機会を創出
- 公園花いっぱい運動などを通して、誰もが気軽に参加できる公園づくり

人にやさしい公園づくり

- 障がい者が積極的に公園利用できる機会づくり
- 施設管理を徹底し、安全な利用環境の提供
- 広大な芝生広場、交通公園など快適な利用環境の提供（植物管理水準アップ、犬の放し飼いへの利用指導等）

海浜の自然環境の保全と景観づくり

- 海岸砂防林と一体となるクロマツ林やヤシ類の保全管理
- 貴重な海浜植物の保護、保全育成活動の推進
- 花と緑による公園景観づくり

平成26年度の主な取組み

- 春秋季の土日の利用促進を図るため、サザン池及び周辺広場を活用した「水上バルーン」「エアー遊具」「カヌー体験」プログラムを開催し、賑わい空間を創造
- 水仙ガーデンなど花修景の推進
- 地域団体等の主催の持込イベントの支援協力の継続
- 「湘南ツーリング」提案は、藤沢市の官学民協働で進めている「セルフ型サービスシステム」の社会実験協力の切り替え

- 企画段階から地域団体や協力者の輪を広げ、イベント等を開催
- 「辻の盆」の継続
- 花いっぱい運動の展開。来園者も気軽に参加できる花壇管理の推進

- 茅ヶ崎市社会福祉協議会イベントの協力、公園まつりでの藤沢市社会福祉協議会との協力、障がい者の社会参加の機会提供としてゴミ清掃業務を障害者施設に委託継続
- 安全快適な利用環境の提供のため、点検等を通じた施設機能の維持、県の管理基準以上の芝刈、除草頻度等の管理水準を継続。産学協働の維持管理の継続
- メリケントキンソウやカラス対策継続

- 公園の景観向上のため、クロマツ等の枯枝、枯損木、密枝の手入れ、クズの撤去を推進
- 外周松林に係る県の見直し方針に基づき、松の樹高抑制管理を実施
- 水仙ガーデンの管理、既存花壇の見直し

計画書3 「本公園における特性と課題を踏まえた維持管理」

○公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方について

(1) 当該公園の特性と課題について

本公園は、海浜地特有の開放的な環境の下に整備された広大な芝生広場やジャンボプール、東西2つの駐車場といった大規模な施設やマツ・ヤシなどの海浜性植物、スカイサイクルのある交通公園や展示館といった他の県立公園には見られない特徴的な施設を有する公園です。

園内は、施設の特徴ごとに大きく5つのエリアに分かれています。

湘南の森・樹林地エリア

公園外周や園内に、砂防・防風林として植栽されている松林の樹林地や、国道を横断せず、直接海岸にアクセスできるしょうなんの森

駐車場エリア

東西2か所に設置され、サーファーも多く利用する大規模な駐車場

芝生広場エリア

約2haの広々とした芝生広場を中心に、多目的広場、花の庭、花工房すこやか広場等からなる憩いと交流の空間

プールエリア

ウォータースライダーや流れるプール、波の出るプールなど6種類のプールがあり、県内でも有数の大型プール施設

交通公園エリア

自転車走行の交通ルールやマナーを身につけることができる交通公園と空、陸・海の交通について紹介する交通展示館

ア 各エリアの主な施設

イ 各エリアの特性と課題

■本公園の立地条件や施設内容をもとに、エリアごとの特性と課題を以下に示します。

エリア	特性	特性と課題の内容	課題のキーワード
樹林地エリア しょうなんの森	松林、ハマボウフウ等の海浜性の植物	<ul style="list-style-type: none"> 松林は海岸砂防林と一体的な景観を構成している 外周の松林は防風、防砂の機能を有する 松林内に貴重植物のハマカキランが生育する ボランティアによる海浜植物の復活活動が行われている 	<ul style="list-style-type: none"> 松の保全育成 松の高木化 貴重植物の保護
	「しょうなんの森」	<ul style="list-style-type: none"> 国道を横断せず公園から海岸へアクセスできる 松林にクズ等つる性植物の繁茂が見られる 国道上部の立入禁止区域からつる性植物が垂れ下がる 	<ul style="list-style-type: none"> 松の保全育成 国道通行車両への安全確保
駐車場エリア	サーファーの利用が多い大規模な駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 早朝5時から夜の9時まで営業している 早朝からサーファー利用がある 夏季はプール利用と重なり、周辺道路の渋滞が生じる ごみの投げ捨て、遮断機のいたずらが見られる 	<ul style="list-style-type: none"> 快適な利用環境の提供 設備機器の管理
芝生広場エリア	広大な芝生広場	<ul style="list-style-type: none"> 日常の散歩、遠足、各種イベントとして利用されている 過度の利用による芝地の傷みと裸地化が懸念される 犬の糞、放し飼いによるトラブルがある 鳶の被害が出始めている 	<ul style="list-style-type: none"> 快適な利用環境の提供 利用指導
	多目的グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> 子供を中心としたサッカー、ラグビーなどに使用されている。 雨天後の使用などによりグラウンド面が荒れる 風の強い日は土埃がひどい 	<ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な利用環境の提供
	花の庭・花壇	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア団体と協働で花壇管理が行われている 園路周辺に花壇が点在するが、四季を通じた花の提供が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> 四季を通じた花の提供 効果的な花修景の工夫
	人工池・自然池・流れ	<ul style="list-style-type: none"> 子供たちの水遊びの場所となっている 春秋は人工池でカヌー体験会を開催している 子供たちの安全上問題のある水遊び 人工池循環ろ過設備のシステムに課題があり、水の汚れが早い 自然池周辺の松は仕立物である 	<ul style="list-style-type: none"> 安全快適な利用環境の提供
	ヤシの列植	<ul style="list-style-type: none"> 広場や園路沿いにワシントンヤシ、カナリーヤシ等が植栽され、公園景観の主要素の1つとなっている 植物特性上、枯葉の落下による怪我の危険性がある 	<ul style="list-style-type: none"> 園路広場利用者の安全確保
エリア	ジャンボプール プール管理棟	<ul style="list-style-type: none"> 開催期間中、平均 15万以上の入場者がある 施設設備の傷みが早い 閉鎖期間中の有効活用が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の機能維持 安全で快適な利用環境の提供
	すこやか広場	<ul style="list-style-type: none"> 幼児向け遊具、健康遊具が設けられている 施設の老朽化が進行している 	<ul style="list-style-type: none"> 安全で快適に遊べる環境の提供
交通公園エリア	交通公園 (サイクルセンター)	<ul style="list-style-type: none"> 親子、子供たちに人気のある施設である 有料施設のスカイサイクルがある 施設、工作物の傷みが進行している 	<ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な利用環境の提供 乗り物の安全管理
	交通展示館	<ul style="list-style-type: none"> 空・陸・海の交通について子供たちにもわかりやすく紹介する施設 スーパーライダーなど設備の老朽化、陳腐化している 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の老朽化 展示設備の機能確保
	複合大型遊具	<ul style="list-style-type: none"> 園内に大型遊具が点在する 老朽化してきている 	<ul style="list-style-type: none"> 安全で快適に遊べる環境の提供

(2) 公園の特性と課題を踏まえた現在の管理水準以上の具体的な提案について。

(植物の特性に応じた育成管理計画に留意して記載)

ア 特性と課題を踏まえた維持管理の提案

私たちは、管理運営の総合方針である「誰もが主役となって、笑顔と幸せになれる公園づくり」を実現するため、各エリアの特性と課題を踏まえ管理運営テーマの目標に沿って維持管理を行います。

(ア) 快適な利用環境と公園景観づくり

	管理の考え方・具体の提案	県の管理水準との比較		
		県の管理水準		具体の提案
		管理項目	水準	
芝生広場の利用形態に対応した管理	○イベント時は勿論、遠足利用も多い広場であるため、芝刈り頻度の管理水準を上げた管理を継続します。	機械芝刈	5回/年	7回/年
公園の美観向上	○芝生と松を主体とした緑の景観向上を図るため、園路沿いの芝生地、草地についても管理の水準を上げた管理を継続します	草刈	1・4回/年	3・7回/年
花による魅力づくり	○「花の庭」のリニューアルによる魅力アップ(面で見せる演出)を図ります ○交通公園のサイクリングコース沿いを主体に、花よる修景化を進めます。 ○花植えにあたっては、県民参加型による花植えを行います。 ○園路沿いの傾斜地に花壇を設置し、花による四季を演出します	花植え	2回/年	花壇面積を計画的拡大
		人力除草	4回/年	5回/年
		灌水	必要に応じて	草花の状態に合わせて適切に灌水
		新規提案		3回/年
清潔な施設・空間の提供	○トイレの状態、園路広場の犬の糞などはこまめに拾い、利用者に不快感がないよう日常巡視において、継続して実施します。	トイレ清掃	125回/年	定期清掃以外に、巡視・点検の際、汚れている場合は迅速に清掃

(イ) 多様な施設の機能維持と安全管理

	管理の考え方・具体の提案	県の管理水準との比較		
		県の管理水準		具体の提案
		管理項目	水準	
施設、設備の安全確保	○塩害の影響を受ける鋼製施設並びに木製施設の状態を巡視等により常に観察。特に、子供たちが使用する遊具については、巡視の重点個所に位置づけ、異常個所を発見した場合、安全第1を最優先に考え速やかに使用中止します	記載なし	記載なし	毎日実施
	○本部職員と事務所職員全員で施設の一斉点検パトロールを実施し、県土木と協議し改善を進めます	記載なし	記載なし	1回/年
	○海浜からの飛砂の影響を受け、側溝、枡が排水不良とならないよう、管理頻度を上げ堆積砂を除去し施設機能を維持します	水路・側溝清掃	必要に応じて	天候等状況によるが10回/年程度
水辺空間の安全確保	○日常の巡視において、自然池、人工池の水面、水中のガラス等の危険物の確認を行い、子供たちの安全を確保、 ○人工池の循環設備の不良のため、水質の維持が課題。県に改善を要望するとともに、その間、池清掃、水の入れ替え回数を増やす。	記載なし	記載なし	巡視の重点に位置づけ
		池濾過室清掃	2回/年	最低3回/年
乗物の安全管理	○交通公園貸出し自転車は始業前に安全点検を行い、また、利用者から回収する際、自転車の状態を確認します	記載なし	記載なし	継続して実施
	○スカイサイクル:始業前の安全点検と、試乗によるレール状態を確認。、サイクリングコースについても、始業前にコースの安全確認を実施	記載なし	記載なし	

(ウ) 海浜環境の保全

	管理の考え方・具体の提案	県の管理水準との比較		
		県の管理水準		具体の提案
		管理項目	水準	
園内の松の保全	○園内及び公園外周部の、松、松林公園景観を構成する主要素であるため、枯損木、枝折れ、林床の草刈に重点を置き管理	枝下し、 支障枝の除去	必要に応じて	○継続、今後も計画的に毎年実施
しょうなんの森の樹林育成	○整備時の幼木が生育し高密度状態となっているため、潮風の影響も考慮しながら間伐等による抑制段階の植物管理に移行します ○松林にクズ等のツル性植物の除去、下草刈り等を行い、樹林の美観向上を図ります。	枯損木処理	必要に応じて	○クズの除去から開始 ○飛砂による生育阻害の影響等があるため、間伐等は試行しながら中長期的視点で実施
海浜植物の保全育成	○ハマボウフウなどの海浜植物を園内苗圃でボランティア団体と協働で育成し、海浜地に移植復元活動を継続 ○海浜植物観察会を通して、学校等と協働で種まきを行うなど復元活動を行います	記載なし	記載なし	○継続、今後もボランティア団体と共同で復元活動を実施
貴重植物の保護	○湘南地域で貴重なハマカキランを保護するため、ボランティア団体等と協働してモニタリングを行い、生育状況を把握します ○生息状況はスタッフ共有の情報とし、生育区域周辺の草地管理においては、植物の生育に影響のない時期に実施します	記載なし	記載なし	○平塚博物館等と連携し保護管理を継続

【平成 26 年度実施内容】

- 外周松林については、県と協働し、安全性や景観に配慮しつつ松林の樹高抑制を進めます。
- 引き続き、芝生広場等に繁茂するメリケントキンソウ（外来種）の駆除に努めます。
- しょうなんの森及び交通公園の改修工事で創出された芝生の育成に努めます。

イ 効率的・効果的な維持管理のための取組み

別紙、年間維持管理計画表に則して作業を進めるにあたり、より効率的効果的な管理運営を行うため、コストの縮減を図り、適切かつ確実な維持管理を継続します。

効率的・効果的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ①委託業務の集約発注による経費削減 ②繁忙期や閑散期に対応した柔軟な人員配置 ③リース機器や物品購入の集約発注等 ④藤沢市緑化事業協同組合及び日本ガーデンデザイン専門学校、シルバー人材センターと連携した効率的かつ効果的な植物管理 ⑤管理作業は機械化により作業効率向上
-------------	---

ウ 管理マニュアルなどの整備による取組み

- (ア) 施設や植物の維持管理を的確に、効率的に行えるよう、管理の目的や目標像が明確にわかる管理マニュアルを作成し、マニュアルに基づいた管理を行います。
- (イ) また、定期的な自己点検を用いた確認と検証を行い、改善に向けた取組みを通して、管理水準の向上を図ります。
- (ウ) 管理や点検の結果は、公園管理データベースシステムを用いて、点検や修繕などの維持管理情報を蓄積し、維持管理情報の共有化と履歴の分析に基づく維持管理計画の策定や計画的な点検を効率的に実施します。

平成26年度 年間維持管理計画表

大項目	中項目	小項目	業務内容1	業務内容2 (詳細)	管理エリア	実施予定回数・回数		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考		
						種別・単位	実施回数															
公園 維持 管理 費	辻堂海浜公園	園内清掃	園内、広場清掃	●木廻り ●ゴミ拾い、集積・運搬	園内各所	1 式	毎日															
			池清掃	水面のゴミ、葉等の除去 (暑しい時期)	自然池、人工池、花の底	1 式																
		定期清掃	排水管出口	排水管の詰まり、排水口の掃除	自然池、流れ	1 式	必要に応じて															
			設備清掃	設備の点検、点検後の清掃	海の広場池 (人工池)	1 式	2回/年															
		定期清掃	建物清掃	建物外壁、屋根、トイレ、砂場、休憩所、バーベキュー台、展望台、遊具、ベンチ、野餐桌、テック、施設案内板、その他工作物	水飲み場、トイレ、砂場、休憩所、バーベキュー台、展望台、遊具、ベンチ、野餐桌、テック、施設案内板、その他工作物	1 式	1回/週															
			定期清掃	床清掃	床の掃除	管理棟・プール棟	460 m ²	4回/年														
		トイレ清掃	定期清掃	トイレ清掃	トイレの清掃	管理棟・プール棟	460 m ²	1回/週														
			定期清掃	トイレ清掃	トイレの清掃	管理棟・プール棟 (カワリは別途)	— m ²	1回/年														
		ゴミ処理	定期清掃	ゴミ処理	ゴミの回収、燃焼処理	管理棟・プール棟・花工務	45 m ²	2回/月														
			定期清掃	ゴミ処理	ゴミの回収、燃焼処理	管理棟・プール棟・花工務	—	必要に応じて														
		ゴミ処理	定期清掃	ゴミ処理	ゴミの回収、燃焼処理	園内トイレ7箇所	474 m ²	157回/年														
			定期清掃	ゴミ処理	ゴミの回収、燃焼処理	管理棟	—	随時														
		ゴミ処理	定期清掃	ゴミ処理	ゴミの回収、燃焼処理	管理棟	—	随時														
			定期清掃	ゴミ処理	ゴミの回収、燃焼処理	管理棟	—	随時														
		その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	2台	1回/年													
			定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて													
		その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて													
			定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて													
		その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて													
			定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて													
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要に応じて															
その他	定期清掃	その他	その他	園内	—	1式	必要															

計画書 4 「執行体制の内容」

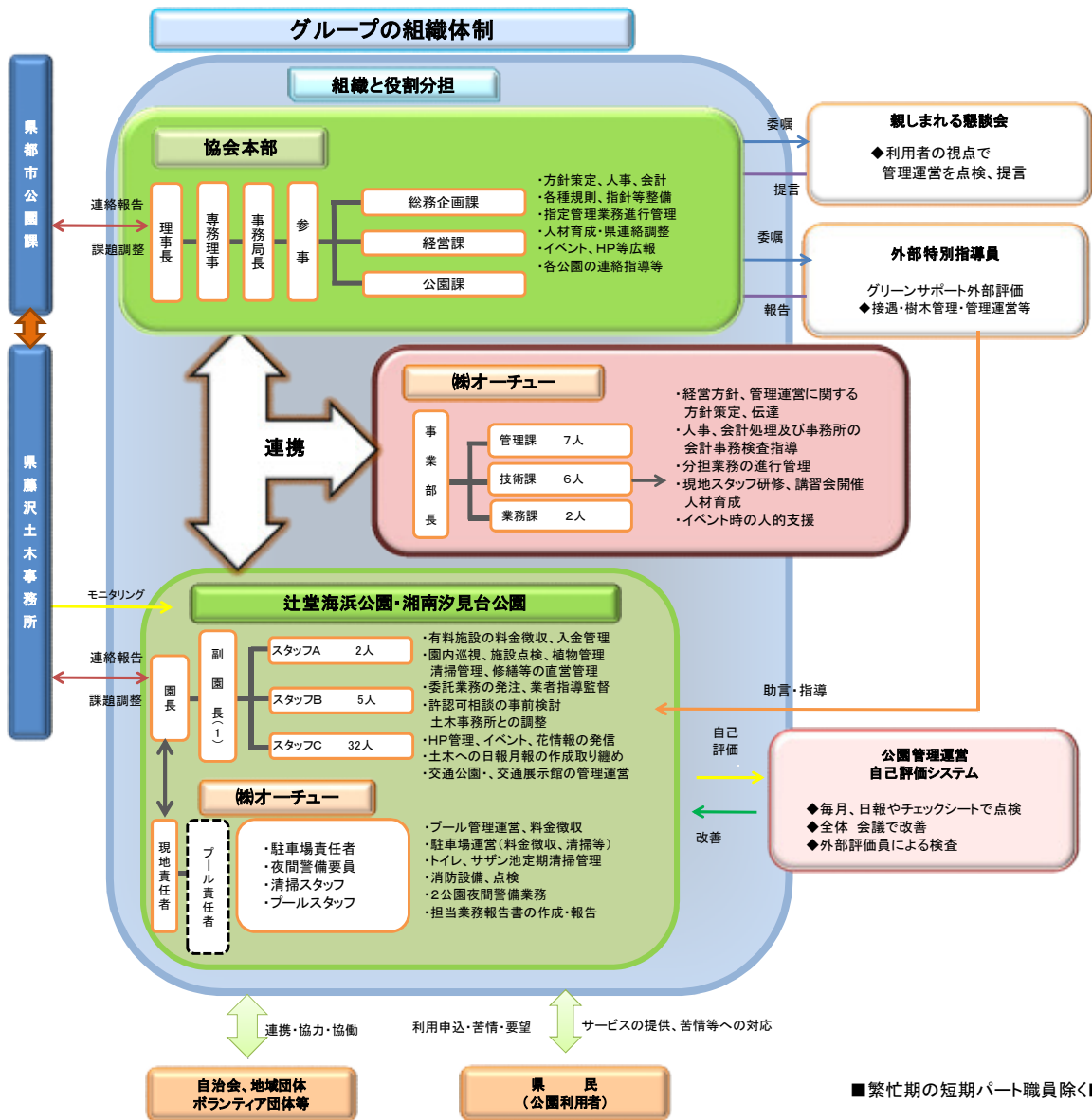
(1) 本部と現地の役割分担（業務、人員配置等）（組織図や一覧表で示してください。県の連絡調整を行う体制についても記載してください。職務の分担及び内容についても記載してください。）

(1) グループの役割分担

辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園の管理運営の本部統括は、グループ代表の公益財団法人神奈川県公園協会本部が担い、グループ構成員の株式会社オーチューは、本社事業部がプール管理等の担当業務の管理を統括します。現地には、両公園の管理運営を担う「辻堂海浜公園管理事務所」を設け、公園管理運営自己評価システムや外部特別指導員等による業務点検及びコスト削減に努め、効率的・効果的な管理運営を遂行するとともに、地域関係団体や各種協力団体などこれまで築いてきた信頼関係を大切に地域と連携・協働した管理運営を行います。

また、これら有識者や専門家等外部審査員のもと現地スタッフの技術向上、接客指導等に対する職員教育を行い、安全・安心で快適な公園管理運営を図ります。

◆辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園執行体制の内容



イ 県との連絡調整体制

- 公園管理業務報告の「日報・月報」及び日常的な日々の業務連絡をします。
- 県が実施するモニタリングの結果、指摘事項や改善点がある場合は、直ちに協会本部やパートナーと調整し、園長以下全員で改善に向けた工夫や検討を行い、公園の質の向上を図ります。
- 許認可に係る事項や調整事項、課題等が発生した場合は、本部、パートナー及び県土木事務所と調整し課題解決にあたります。

(2) 現地の職員配置計画（組織図、勤務ローテーションを別表で示してください）
（現地の責任者の役割及び経歴を明記してください）

ア 現地の責任者の役割及び経歴

園長は、行政経験及び公園管理経験の豊かな人材を常勤で配置し、園の統括責任者として、地域との連携協働した管理運営に取り組みます。副園長は、園長の代行者として公園管理経験のある人材を充て、組織を円滑に推進します。

現地責任者	役割
園長	辻堂海浜公園及び汐見台公園の統括責任者
副園長	園長の代行者

イ 職員配置計画

- 辻堂海浜公園及び湘南汐見台公園の統括責任者として園長を置き、園長は当協会の会計規程に基づく経理の責任者としての、「会計員」に、またスタッフから「現金取扱員」を任命し、金銭の出納保管管理を担います。園長の下には、園長を補佐する代行者としての副園長を配置し、スタッフ並びに(株)オーチューの現地スタッフと一体になり多岐に亘る業務を遂行します。スタッフには、救急救命員の資格を取得させ、緊急時に備えます。
- 公園管理事務所に防火管理者を配置します。

平成 26 年度 現地の職員配置計画 （公益財団法人神奈川県公園協会）

役職	雇用人数	雇用形態	業務内容	勤務時間	通常時の配置人員	備考
園長	1人	常勤	2公園の統括責任者 会計員	20日/月 8H/日	5~9名	防火管理者
副園長	1人	常勤	園長の代行者 庶務事務管理	20日/月 8H/日		
スタッフA	2人	常勤	維持管理計画の策定・実施・進行管理 利用促進事業の企画実施	20日/月 8H/日		
スタッフB	5人	非常勤	パートの業務指導 交通公園の管理運営業務	18日/月 8H/日	8~16名	
スタッフC	事務、管理作業	16人	パート	維持管理業務 利用案内、有料施設受付業務補助、 広報、利用促進業務補助		
	交通公園 展示館 スカイサイクル	16人	パート	サイクルセンター利用案内 展示館受付補助 スカイサイクル運営補助 交通安全指導		

■繁忙期の短期パート職員除く■

株式会社オーチャーの現地職員配置計画

私たちは、現地に駐車場管理、警備、清掃業務に精通した総括責任者を配置し、駐車場、夜間警備、清掃、設備の保守管理等の業務を行います。また、プール開催期間中は、プール全体を管理する資格を有する「総括責任者」及び「副総括責任者」を現地に置き、安全管理に万全を期します。プール開催期間中の監視員は、救急蘇生法等の資格を持つ者を採用し配置します。

駐車場は、総括責任者のもと、駐車場要員を配置し料金徴収及び入金業務、利用者サービス、場内の安全管理、清掃管理を行います。また、駐車場の開場時間（早朝 5 時～夜間 21 時）が長いいため、職員の配置については、労働基準法を遵守した勤務割り振りとします。

夜間警備については、2 名体制で辻堂海浜公園と湘南汐見台公園の 2 公園を巡回警備します。

◆ 平成 26 年度 現地の職員配置計画 (株式会社オーチャー)

職	人員	雇用	業務内容	勤務時間	通常時配置人員等
総括責任者	1人	常勤	オーチャー担当業務の責任者	20日/月	3人～4人
駐車場従事者①	1人	常勤	担当業務の責任者代行	15～20日/月	
駐車場従事者②	6人	非常勤	駐車場内秩序維持 料金徴収及び案内等 場内清掃	11～20日/月	
警 備 員	3人	非常勤	園内秩序維持 門扉開閉等	20日程度/月	2人
清 掃 員	3人	非常勤	施設内建物清掃 トイレ清掃等	9～15日/月	1人～2人

プール期間中の現地職員配置計画

職	人員	雇用	業務内容	勤務時間	通常時配置人員等
総括責任者	1人	常勤	プール担当責任者	25日/月	1人
副責任者	4人	常勤			
プール監視員	40人	アルバイト	プール係員	15～20日/月	15人～25人
プール受付等	15人	アルバイト			
看護	3人	アルバイト			10～13日/月

ウ 組織図は 17 頁参照

■勤務ローテーション表

(公財) 神奈川県公園協会の現地勤務ローテーション (例)

辻堂海浜公園 勤務予定表(通常期の例)																																
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水		1ヶ月の日数
園長	○	○	○		○	○	○	○		○	○		○		○	○		○	○	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○	22
副園長	○	○	○	○		○		○	○	○		○	○	○	○		○	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	22
スタッフA-1	○		○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	22
スタッフA-2	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○		○	○		○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	22
スタッフB-1	○	○			○	○	○			○	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○		○	○		○	18
スタッフB-2	○			○		○	○	○			○	○	○			○	○	○		○	○	○			○	○	○			○	○	18
スタッフB-3	○		○	○	○			○	○	○			○	○	○		○	○	○			○	○	○			○	○			○	18
スタッフB-4	○	○			○	○	○			○	○	○		○	○			○	○	○			○	○			○	○			○	18
スタッフB-5	○			○		○	○			○	○	○			○	○	○		○	○	○			○	○	○				○	○	18
スタッフC-1	16	8	8	8	7	7	8	8	8	8	8	7	7	8	8	8	8	8	7	7	8	8	8	8	8	7	7	8	8	8	240	
スタッフC-2	16	8	8	8	11	11	0	8	8	8	8	11	11	0	8	8	8	8	11	11	0	8	8	8	8	11	11	0	8	8	240	
計	41	21	21	21	24	25	15	21	21	22	23	24	24	13	22	21	21	25	23	25	14	21	22	22	22	23	25	14	21	21	658	

株式会社オーチャーの現地勤務ローテーション表 (例)

辻堂海浜公園 勤務予定表(通常期の例)																															
役職	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
現地責任者	○			○	○	○	○	○			○	○	○		○			○	○	○	○	○			○	○	○		○		19
駐車場従事者①	○	○	○	○			○		○	○	○			○		○	○	○		○	○		○	○	○			○		○	19
駐車場従事者②	2	3	3	2	3	3	2	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	85
警備員	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	60
清掃員	2	1	2	0	2	1	0	2	1	2	0	2	1	0	2	1	2	0	2	1	0	2	1	2	0	2	1	0	2	1	35
計	8	7	8	6	8	7	6	8	7	8	6	8	7	6	8	7	8	7	8	8	6	8	7	8	7	8	7	6	8	7	218

(3) 業務の一部を委託する場合、具体的な委託業務の内容、指定管理者としての点検、チェック方法、指導監督方法などについて記載してください。

ア 委託業務の考え方

私たちは、公園を県民の皆様にご活用いただくため、施設等の維持管理においてはできるだけ、現地スタッフによる直営作業を基本とした業務執行に努めていますが、関係法令に基づく法定点検、定期点検や特殊又は専門技術を要する樹木の高大作業等は、スタッフの安全面や効果性、効率性の観点から外部委託します。

また、地域との協働による地元活性化の視点で、地域に委ねることが一層の効果をもたらす場合は、できる限り地元発注を心掛けています。

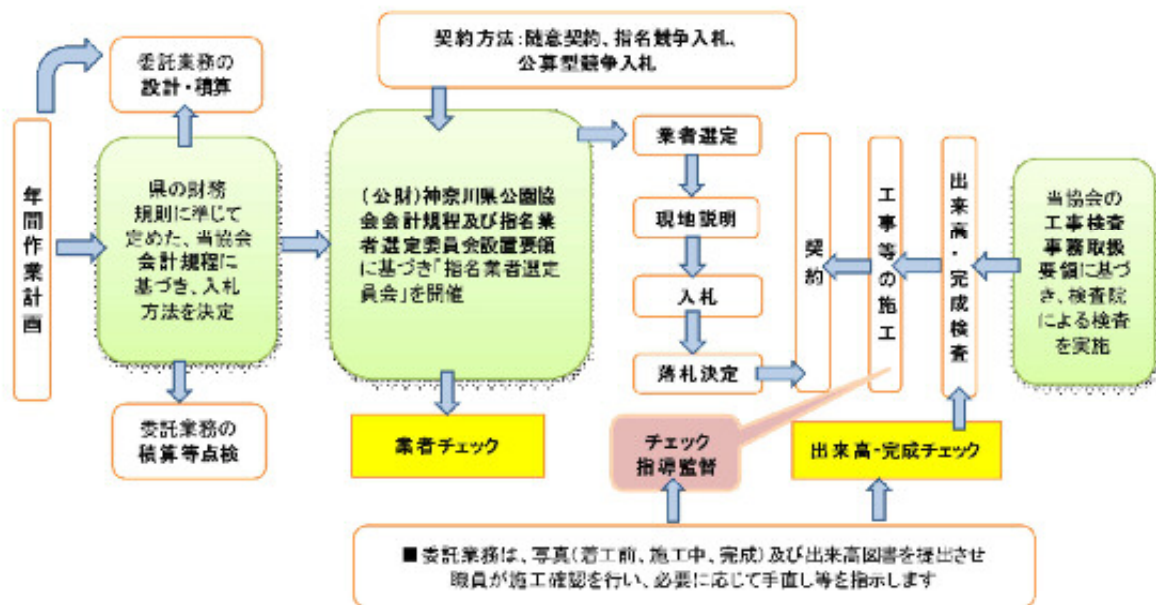
イ 委託する業務（主な内容）

区分	管理項目	管理内容	業務内容	理由
植物管理	樹木管理	支障木、枯損木等	樹勢悪化木、支障木枝の除去	高所作業で危険を伴うため
施設管理	法定点検 定期点検	スカイサイクル 建築電気機械設備 遊戯施設等	電気事業法、建築基準法等による 法定点検、遊具定期点検 消防設備、空調設備点検等	法律の定めに従い実施 専門的技術を要するため
清掃管理	建物	交通展示館等	建物、ガラス清掃	専門的技術を要するため
	設備	人工池	循環設備ピット等の清掃	
	産廃物	不燃物等の処理	鉄等の不燃物、不法投棄物	専門資格を要するため

ウ 委託予定業務 様式第3号「委託業務一覧表」のとおり

エ 委託業務点検、チェック、指導監督について

委託業務の発注は、時期を逸さないよう、年間作業計画に基づき、計画的に実施します。委託業者には、園内通行許可証の発行、徐行運転、バリケード等安全対策を徹底します。



計画書5 「緊急時の体制」

○事故や災害発生時などの体制及び対応について

私たちはこれまで安全教育、施設点検、情報収集等を行い、事件や事故、気象災害等の未然防止に最善を尽くし、大きな人的、物的被害を防いできました。

今後も日頃より緊急時に備えると共に、これらが発生した場合には利用者及び地域住民の安全確保を第一に、迅速かつ適切な措置を講じます。

(1) 事故や災害発生時などの緊急時の体制及び初期対応について

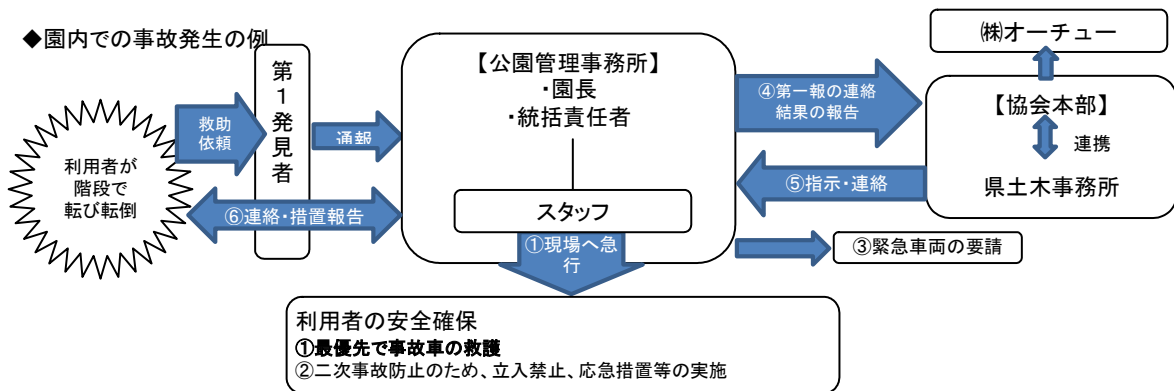
事件、事故の発生時及び災害が予測される場合、勤務時間内については、勤務中のスタッフが速やかに配備体制に着手し、及び初期対応を行います。

勤務時間外については、警備業者や関係機関との連絡網で連絡を取り合い、状況に応じて**緊急時対策連絡網**により職員参集を行います。

ア 事件、事故発生の場合

園内で事件、事故が発生した場合には、次の配備体制で初期対応に当たり、「人命を第一優先」とした迅速な行動を行います。

事件や事故後には、原因の究明及びその経過や対応を記録し、これまでの履歴と合せデータに保存し今後の管理に活かすことで、再発防止に努めます。

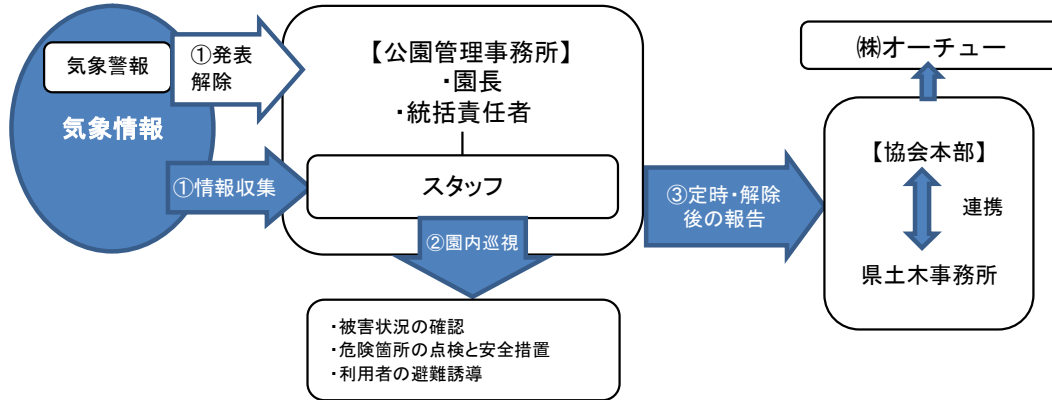


- ① 作業スタッフが現場へ急行、利用者の立場に立った被害者の救護や応急手当、火災の場合には消火活動を実施
- ② 二次災害の防止のための立入防止措置、避難誘導
- ③ 状況に応じ、消防車、救急車等の緊急車両を要請
- ④ 発生の第一報やその後の状況、結果を「事故報告書」として関係機関に連絡、報告
- ⑤ 協会本部及び県からの指示、指導に対応
- ⑥ 被害者及び発見者への措置状況の報告

イ 雨、暴風、落雷、大雪等による災害発生が予測される場合

大雨、暴風、落雷、大雪等が予測される場合には気象状況に関わる情報を早期より収集し、気象庁より警報が発表された場合や警報発表に至る恐れがある場合は、当協会の災害対策活動指針に基づいた警戒配備体制で警戒にあたります。

◆気象情報



- ① パソコンや携帯電話からの防災情報メール、インターネット気象情報の収集
- ② 作業スタッフが安全に留意しながら園内をパトロールし、被害状況の確認、危険箇所の重点点検と安全措置の実施、利用者の帰宅要請、避難誘導

重点 点 検 箇 所	大雨時	園路や排水施設など雨水が集中し冠水の危険が高い箇所や、土砂流出の危険がある箇所
	暴風時	工作物、看板、樹木の枝折れ等
	落雷時	電気設備、放送設備等
	大雪時	スリップや転倒事故の危険が高い階段や坂路、樹木の枝折れの有無

- ③管理事務所、協会本部に連絡指示体制を確保し、県土木事務所と本部への定時または警報解除後の被害状況報告

ウ 大雨、暴風、落雷、大雪等による災害が発生した場合

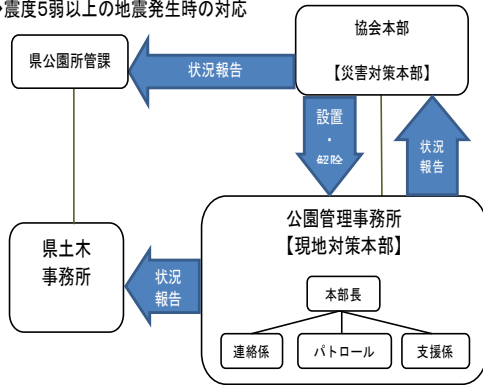
「事件や事故が発生した場合の体制」と同様の体制により、初期対応として作業スタッフが現場へ急行し、被害者の救護や二次災害の防止、現場の応急処置等を行い、状況に応じて救急車等の緊急車両の要請や専門業者への要請を行います。

エ 大地震が発生した場合

大地震（震度5弱以上）が発生した場合には、当協会の災害対策活動指針に基づき職員を参集し、本部内に災害対策本部を、公園管理事務所内に現地対策本部を設置し、県および市の防災本部の指示のもとに施設全般の災害対策活動を行います。

また、本公園は広域避難場所には指定されていませんが、災害時には避難地として活用されることも想定されるので、避難者の安全確保に努めます。

◆震度5弱以上の地震発生時の対応



◆現地対策本部役割分担表

職名	分担業務	担当者
本部長	災害対策業務の統括、現地対策本部の総括	・園長
連絡係	・緊急連絡網による所属職員への連絡と被害確認 ・緊急車両の要請 ・被害情報等の収集、報告、整理 ・災害対策本部及び県土木事務所への報告 ・関係機関との連絡調整、問合せ対応	・副園長
パトロール係	・園内を安全を確認しながらパトロールを実施 ・被害状況を把握し本部長に報告 ・来園者の避難誘導 ・二次災害の防止のための立入防止や応急措置	・スタッフA ・その他のスタッフ
支援係	・避難した人に対するの応急手当 ・広域避難地の機能発揮のための行政との連携 ・防災施設の稼働	・その他のスタッフ

※各職に就く担当者が不在の際は、予め指定されたスタッフが代行する。

(2) 災害時の避難誘導、利用制限等も考慮した連絡方法、対応について

ア 災害時の連絡方法と対応

大雨洪水や大地震等の災害が発生した場合には、園長（不在時は参集したスタッフの中から）を総括責任者とした上で、関係機関への連絡及び対応を行います。また、緊急連絡体系については、県の防災体制の下で対応します。

災害発生



情報収集



園内巡視



連絡・報告

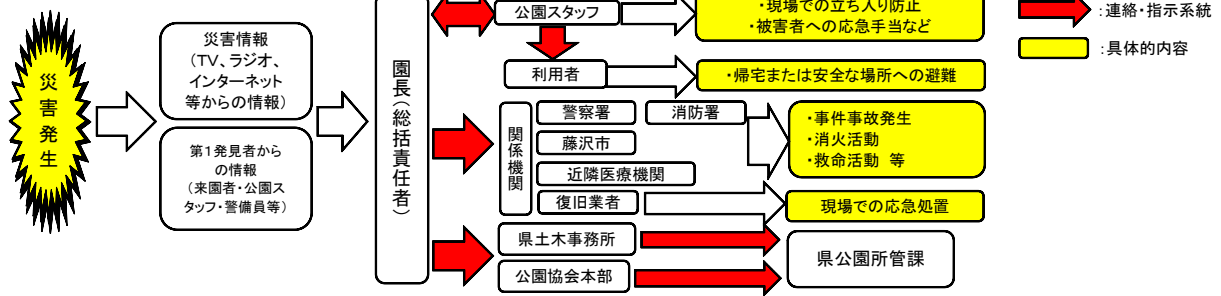
- 大地震発生の場合には、津波の恐れがあるため湘南工科大学へ避難誘導

- テレビ、ラジオ、インターネット、行政機関等から迅速かつ正確に情報を把握
- 第一発見者からの情報聴取

- 園内放送等による来園者への帰宅や安全な場所への避難誘導
- 被害者を発見した場合には応急手当、搬送の準備
- 異常があった箇所、危険箇所への立入防止柵等による利用制限
- 異常箇所復旧のための応急措置
- 掲示板等での利用者、避難者への被害状況の告知

- 警察署、消防署、近隣医療機関等への緊急車両や支援要請
- 災害復旧に向けた専門業者への要請
- 緊急時対策連絡網を使った協会本部への連絡や状況報告
- 県土木事務所への被災状況報告、指示の連絡

◆災害発生時の連絡及び対応



イ 災害時に備えた日常対応

火災や災害等の際に適切な行動や救命、応急手当を全スタッフが速やかに行い被害を最小限に抑えられるよう、日常より災害時に備えた対応を行います。

- ① 災害時に連絡体系に基づいた円滑な情報伝達や行動がとれるよう、朝礼やミーティングを通じ日常より情報の共有、意識の統一を図ります。
- ② 管理事務所及び交通展示館にはAEDを常備し、スタッフには日本赤十字社救急法救命員の資格を取得させて、適切な操作と救命措置をいつでも行えるようにします。
- ③ 消防署や地域の協力も得て、防災訓練、救命講習を年1回以上実施します。
- ④ 消火器等の防災設備の定期稼働点検を行います。



計画書6「人材の育成計画」

○公園の管理運営に携わる職員の資質向上の方策について。

(1) 公園の管理運営に携わる職員の資質向上についての考え方 (方針)

ア 公益財団法人神奈川県公園協会

私たちは、公園管理のプロフェッショナルとして、質の高い公園管理運営を目指すため、施設の安全管理、接遇、快適な公園管理の3本柱をテーマに、管理運営の総合力を高める職員の研修を実施しております。現在では、来園者に対して気持ち良く挨拶を行い安心して快適に過ごせる公園へと変化し、取組の成果を発揮しています。

① 職員資質向上の考え方

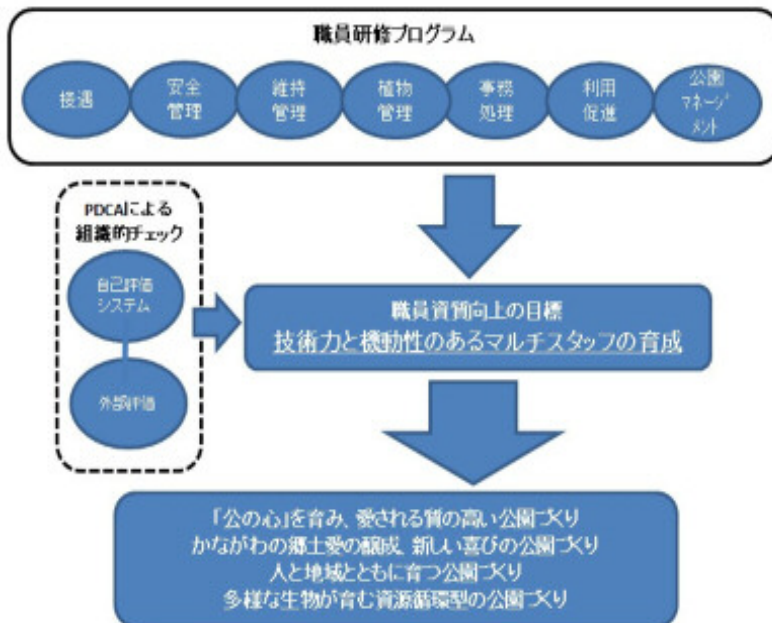
私たちはこれまでの方針と研修プログラムを継続しつつ、向上心を持って研修プログラムの内容充実を図り、平成21年度から5年間のテーマを「技術力と機動性のあるマルチスタッフの育成」として、さらなる職員の資質向上を図ります。

② 外部評価員による職員教育と自己評価による資質向上

公園の日常の施設管理や利用者対応など、第三者の意見を尊重し点検するとともに、協会が独自で設定した自己点検評価により自らの意識改革と資質の向上を図ります。

③ 新たな研修プログラムの導入

接遇研修をより効果的なものにするため、ロールプレイング方式を取り入れたものや、近年公園内でも活発化している市民活動に対応するボランティアコーディネート研修等も新たに導入し、技術の向上、職員の資質向上を図ります。



イ 株式会社オーチャー

次により、職員の資質向上を図ります。

① 通年管理スタッフは、公共施設に従事する者の資質の教育を始め、警備・清掃及び駐車場管理等の専門的な教育に必要な事項等を、各業務別にそれぞれのカリキュラムに則って教育します。

② プールスタッフは、夏季のプール期間だけでなく、他の期間にも温水プール施設において、職員の管理技術の向上とプール管理に係る情報収集を行い、常に資質向上に努めます。

(2) 公園の管理運営に携わる職員の資質の向上についての具体的な計画

ア 公益財団法人神奈川県公園協会

本公園を安心して楽しく利用いただくため、「技術力と機動性のあるマルチスタッフの育成」を図ります。

■研修計画一覧

区分	研修項目	目標	内容	講師	頻度	H21～26の職員研修方針
接遇	朝礼実施	意識改革、業務確認、安全確認	挨拶唱和、業務ミーティング	園長	毎日	確実な業務推進及び気持ちの良い接客の日常化を目指す
	接遇研修	サービス向上、気持ちの良い利用者対応	挨拶、会話等の教育指導	特別指導員	年1回	より質の高い意識と接客対応を目指す
事務処理	事務研修	確実で迅速な事務処理	事務処理方法の習得	経理担当職員	適宜	業務の効率化及び事故防止
安全管理	個人情報取扱研修	サービス向上、的確な業務推進	情報の適正利用及び管理の習得	総務担当職員	年1回	公園利用者に対する損害を与えないよう意識の醸成
	緊急時対応研修	火災時の的確な対応	防災訓練、応急手当実習	外部講師等	年1回	火災の未然防止及び発生時の的確な行動の担保
		震災時災害時の対策	救急法救急員研修	外部講師等	年1回	災害時でも落ち着いて的確な行動をとる
	維持管理技術研修	遊具での事故防止	遊具点検研修の実施	外部講師等	年1回	点検不備及びそれに伴う事故ゼロを目指す
	労働安全研修	労務上の事故防止	振動工具安全衛生研修の実施	外部講師等	年1回	作業上の事故を未然に防ぐ意識の醸成
植物管理	維持管理技術研修	樹木の適正管理、公園の景観整理	樹木剪定研修の実施	特別指導員	年1回	剪定技術の他、公園全体のよりよい景観づくりを目指す
		樹木の適正管理、薬剤使用の安全確保	樹木病虫害研修の実施	特別指導員	年1回	薬剤の安全使用を確実に実施していく
公園マネジメント	外部セミナー参加	公園マネジメント能力の向上	公園マネジメントセミナー等への参加	外部講師等	適宜	効果的効率的な公園運営管理を目指す
	ミーティング実施	意識改革、業務確認、安全確認	全体業務内容及び進捗確認	園長	月1回	公園の全職員に公園管理、運営方針、実施方法を浸透させる
接遇	苦情対応研修	的確で、気持ちの良い接客	苦情対応ロールプレイング研修の実施	園長	月1回	的確な初期対応の確立を目指す

イ 株式会社オーチャー

①職員には次の資格取得を励行させています。

②職員教育、研修を実施します。

区分	資格種別		
プール管理・指導	水泳指導管理士	公認スポーツ指導者登録証	C級水泳指導員
安全安心	日赤水上安全法救助員	日赤救急法救助員	上級救命技能認定
	AED講習認定		
施設関連	建築物環境衛生管理技術者	ビルクリーニング技能士	防火管理者 施設警備2級検定 警備員指導 教育責任者
	消防設備士 電気工事士		

研修者	種別	実施回数
従事者共通	サービス向上教育 個人情報保護教育	年2回
警備員	新任教育 現任教育	新任時1回 年2回
駐車場員	現地教育	年2回
清掃員	現地教育	年2回
プールスタッフ	新任教育 現任教育	新任時1回 随時

計画書7 「諸規程の整備」

- 就業、給与、決裁、会計及び個人情報の取り扱い等について。

私たち公益財団法人神奈川県公園協会職員は、都市公園法に基づく「公の施設」を県の代行者として管理運営する公益法人であることを常に認識し、県民に対し真摯で公明正大な心で接し、快適な県民生活の向上に寄与することを目標に、職員の雇用から就業、給与等運営に必要な諸規定を、次の通り定め、職員はこのことを十分自覚し、責任を持って公園管理業務に従事します。

(1) 就業、給与、決裁、会計のそれぞれの取扱いについて

■ 公益財団法人神奈川県公園協会

ア 就業・給与

- 職員の就業については、当協会の業務に常時従事する者の就業について規定した「公益財団法人神奈川県公園協会職員就業規程」において、必要事項を定め適切に運用します。
- 給与については、当協会の就業規程第28条に基づき「公益財団法人神奈川県公園協会職員給与規程」を定め、職員の給与や手当について必要事項を規定し適切に運用します。
- 臨時職員の雇用等については、「公益財団法人神奈川県公園協会臨時職員の雇用、給与、勤務時間等に関する規程」において、専門員、パート職員等雇用に関し必要事項を定め、適切に運用します。

専門員：専門的分野の知識、経験豊かな人材を広く公募し、民間人材の雇用機会の拡大を図る。

イ 決裁

業務執行並びに人事等に関する決裁については、「公益財団法人神奈川県公園協会職務権限規程」において、理事長等の決裁事項など必要事項を定め、適切に運用します。

園長決裁権限の強化：公園管理業務の緊急時に備え小破修繕等の執行権限を付与。

ウ 会計

当協会の会計処理の基本事項を「公益財団法人神奈川県公園協会会計規程」で定めているほか、関係要領等を整備し、会計、経理の公正、効率的執行を行います。

また、業務の適正かつ効率的な執行を行うため、「公益財団法人神奈川県公園協会内部指導検査要領」を定め、各業務の実施状況の把握、点検、検査、指導を行います。

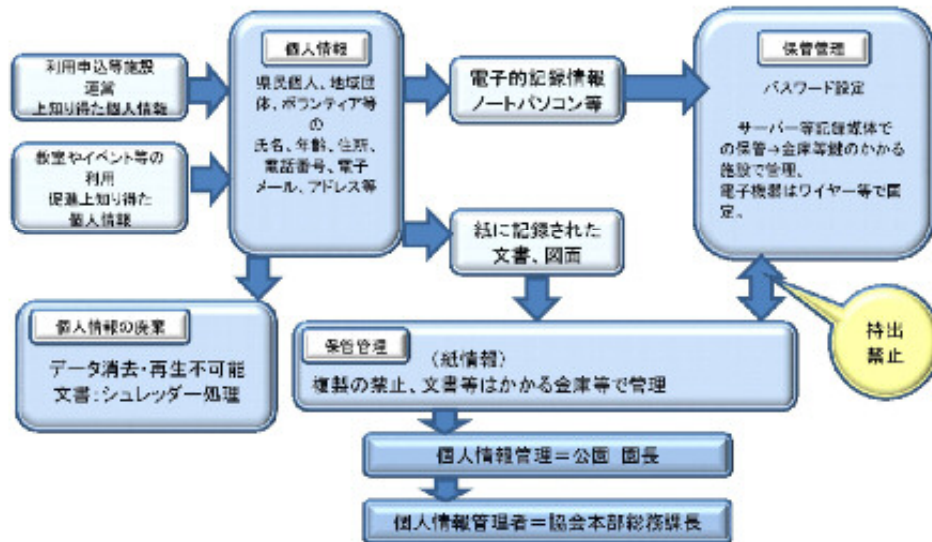
《 内部指導検査要領に基づく検査体制等 》

検査の範囲	①協会業務の実施に関する事項②協会の財務及び会計に関する事項③その他理事長が必要と認める事項				
検査体制	検査総括 3名	総務企画課長 経営課長 公園課長	主任検査員 6名	毎年度、職員の中から理事長が任命する	検査の実施は、 3班9名体制で行う
対象箇所	都市公園課所管の公園及び自然公園課所管のビジターセンター等				

(2) 個人情報の取扱い、職員への周知徹底について

当協会が取り扱う個人情報は、各公園において活動するボランティアや各種行事の講師と参加者、スポーツ施設等有料施設の申し込み利用者などの個人情報及び本部で扱う各種個人情報がありますが、当協会では、県の個人情報保護条例に基づき「公益財団法人神奈川県公園協会個人情報保護規程」を定め、同規程第9条を受け定めた「神奈川県公園協会が保有する個人情報の扱いに関するガイドライン」に沿って適切な運用を行います。

■個人情報のガイドラインと管理体制～ガイドラインの流れ～



ア 職員への周知徹底

個人情報を扱う窓口や事業担当などの職員が意識を持って管理することが重要ですので、毎年実施する職員研修及び各公園の全体会議等において、特に、

- ① 利用目的を明確にして、必要以上の個人情報は保有しない。
- ② 利用目的以外に、個人情報を利用・提供しない。
- ③ 本人から直接個人情報を取得する時は、利用目的を明示する。
- ④ 個人情報の漏洩防止措置を行う。
- ⑤ 知り得た情報を他人に知らせたり、不当な目的に使用しないことの周知徹底を図ります。

イ 関係法令の遵守

県立都市公園は、都市公園法に基づく「公の施設」であるため、指定管理者は県の代行者として、地方自治法を始め、都市公園法、同法施行令、県の都市公園条例等関係規則や労働基準法などを、十分理解し、公園管理運営を行う責務があります。また、公園管理施設の安全の保持や県民が快適に過ごせる場を提供するためには、設備点検に関する法律や衛生的環境の確保に関する法律、消防法等指定管理者として各種法令を熟知しておく必要があります。

私たちは、職員研修や講習会の受講等により職員教育を行い、各種法令を熟知したうえで法令を遵守し、適正な公園管理運営を行います。

ウ 情報公開・守秘義務

私たちは、業務上知り得た情報やその内容を第三者に漏洩しないことなど守秘義務を守りますが、情報公開では、県の情報公開条例に基づき定めた「公益財団法人神奈川県公園協会情報公開規程」により、指定管理業務で知り得た情報や文書は、規程第5条に記述されている個人情報等の除外事項を除き、情報開示をします。

エ 文書の管理・保存

当協会が作成又は受領した文書等は、県の文書管理規程等に準じ定めた「公益財団法人神奈川県公園協会文書等管理規程」により、適正に管理・保存します。

■株式会社オーチャー

(1) 就業、給与、決裁、会計それぞれの取扱いについて

ア 就業と給与

「就業規程」及び「給与規程」に基づき、社員と同意の上、労働基準監督署に提出しています。
なお、過去及び現在において、給与等の不払いは存在しません。

イ 決 裁

通常業務については、担当部署より出される稟議書を担当責任者が承認し、担当役員が決裁を行います。なお、業務外の事項については、役員会に議題の提出を行い、役員会で承認、決裁を行います。

ウ 会 計

1か月毎に月次表を作成して収支の把握を行い、公認会計士のチェックを受けます。
決算時においては、公認会計士の承認を得て作成します。

(2) 個人情報の取扱い、職員への周知徹底について

個人情報の取扱いについては、次の事項を順守します。業務上必要となる個人情報においては「個人情報の保護に関する法律」に基づき、業務中はもとより業務終了後についても一切保護します。

また、従事した社員・スタッフから誓約書等を取り、業務で知り得た情報等を退職後も一切漏らすことがないように努めます。当社が個人情報を収集する場合は、原則として、利用目的を明らかにし、かつ、本人から収集します。

当社が収集した個人情報の管理については、次の通りとします。

- ① 個人情報を正確な状態で管理します。
- ② 個人情報の漏えい、改ざん、滅失、棄損の事故を防ぎます。
- ③ 個人情報を保有する必要がなくなった時は、速やかに破棄します。

当社が業務上収集した個人情報は、原則として、収集した目的以外の目的で利用すること、また、当社以外の機関に情報提供しません。

情報管理は、上記規程のもとに、責任者と取扱い者の確定、禁止事項など適正管理します。また、外部委託を行う場合は、個人情報保護規程を委託契約に含み、厳正に管理します。

なお、必要がなくなった書面情報及びデータ等は、必ず再生不能な処分（シュレッター等による粉碎処分）を行います。また、万一の場合に備え、プロテクター保険に加入しています。

計画書 8 「公園の安全管理」

○公園で想定される安全確保の方策について

(1) 施設の安全管理について

(安全管理の指針(マニュアル等)の整備、安全対策の研修の実施に留意)

私たちは、本公園の長年の管理運営実績の中で、特に安全管理においては、事故等の発生を予測しての未然防止、及び万一発生した場合の初期対応の体制徹底に重点を置いてきました。今後とも、きめ細かい注意を払うことで事故の発生を未然に予測する、「小さな傷を早期に発見」に心がけた安全管理を徹底します。

ア 園内施設全般の安全管理方策

① 各種施設点検の実施

私たちは、これまで日常巡視や、遊具を始め各種施設の目的、関係法令に応じた定期、法定点検を確実にを行い、安全確保に努めてきました。今後についてもこれを継続しつつ、施設の状態の経年変化に合わせ点検内容、項目を随時更新します。

◆施設点検実施計画

点検名称	点検箇所	回数	点検者	報告先	適用マニュアル等	
日常巡視	園内全域	毎日1回	公園管理主任・作業スタッフ	園長	県立都市公園維持管理マニュアル(共通編・各公園編)	
施設点検パトロール		年1回	園長・公園管理主任・本部職員	県土木事務所・協会本部		園内巡視マップ・重点点検箇所チェックリスト
重点点検	重点点検箇所	随時	園長・公園管理主任・作業スタッフ	県土木事務所・協会本部		園内巡視マップ・重点点検箇所チェックリスト
遊具安全点検	遊具	週1回	作業スタッフ	協会本部		遊具点検チェックリスト・遊具の安全に関する規準(案)
遊具定期点検		年1回	専門業者	県土木事務所		
各施設・法定点検	各施設	各施設毎	直営または専門業者		各施設点検マニュアル等	

② 各種マニュアルの活用と整備

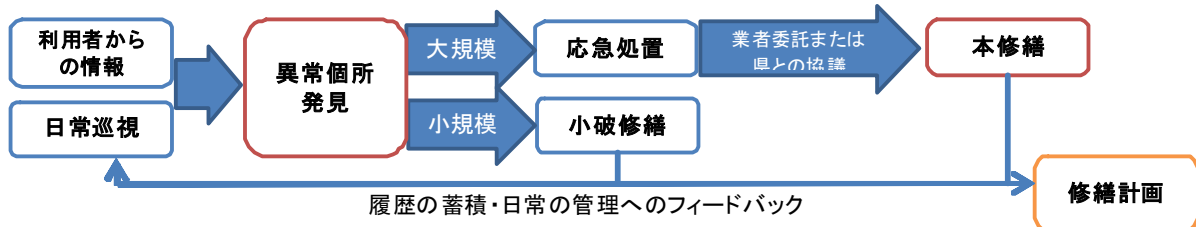
各施設、工作物のマニュアル、重点点検箇所マップなど個々のマニュアル、指針、留意事項などについては、統括した安全管理体制を構築するため、**県立都市公園維持管理マニュアル**を管理運営全般の総括的マニュアルとして体系的に整理を行います。不足部分については新たに追加整備します。

また、状況によっては緊急性や柔軟性を要する様々なケースが考えられますので、マニュアルに頼るだけでなく、これまでの経験も生かした臨機応変な対応を実践します。

③ 点検と連動した速やかな施設修繕の実施

巡視や点検、または外部からの情報等により異常箇所を発見した場合には、小破修繕等規模に応じて迅速な復旧を行うとともに、大規模な事案は立入防止措置や応急処置による仮復旧を行い、安全を確保します。修繕結果については、履歴として蓄積し、以後の維持管理へ反映させることで危険の早期発見と計画的、効率的な修繕を行います。

■点検と連動した速やかな施設修繕の実施



④ 施設賠償責任保険への加入

園内での万が一の事故に備え、当協会が管理するすべての都市公園において、施設賠償責任保険に加入します。

イ 主な施設の安全管理方策

施設名	安全管理の考え方
園路・広場	<ul style="list-style-type: none"> ・不陸、陥没、段差の有無の点検と措置 ・大雪時のスリップ防止対策
遊具	<ul style="list-style-type: none"> ・日常巡視、定期、臨時点検等による異常個所の早期発見と使用中止の措置
芝生広場	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の巡視において、不陸箇所、犬の糞、危険物の除去
多目的グラウンド	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の巡視において、不陸箇所、危険物の除去
木製・鋼製施設工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・腐食部位の早期発見と措置
樹林地・樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・広場内及び園路沿いの樹木で枝折れや倒木の危険性がある樹木のチェックと危険個所の除去 ・危険な生物（スズメバチ等）の目撃情報の収集と早期発見。

ウ 施設運営面での安全管理方策

施設の適切な安全管理に加え、運営面における安全管理方策の徹底により人的ハザードの排除に努めます。

① 作業スタッフの安全確保

- 労働安全衛生規則等の関係法令を遵守
- 労働安全衛生や作業用機械の操作、薬剤の散布などに関する職員研修の実施やOJTによる、安全意識の向上
- 高度な技術、資格等を要する作業については専門業者に委託
- 委託業者への安全指導、監督の徹底

② 利用者に対する安全確保

- 遊具を始めとした施設の正しい利用を情報提供
- 維持管理作業中の注意看板、立入防止柵などの設置
- 多客時は、草刈り機等の機械を使った維持管理作業を抑制

③ ボランティア活動における安全確保

- ボランティア活動中の行動内容を把握、連絡体制を明確化
- ボランティア保険加入の推進

② 駐車場及びプールサイド防犯カメラの取扱いにおける安全確保

県の「防犯カメラの設置・管理に関するガイドライン」及び「県立辻堂海浜公園内における防犯カメラの管理運用基準」に基づき、適切な管理を実施します。

(1) - 2 プールに於ける安全管理について

ア 事前の準備・予防処置

- プール期間開催前に、各施設責任者によるプールに於ける危険予知・対策・予防措置についての検討会議を実施しスタッフのモチベーションのアップと統一的な安全基準の徹底を図ります。
- プール監視においては、プール管理マニュアルに基づき、安全管理と衛生管理を実施します。
- 安全監視ポイントにおいても、日々の状況に合わせて検討・実施し、監視計画策定にあたっては、以下のポイントを踏まえた体制を構築し、利用者が安心・安全・快適に利用できる環境を整えます。

- ①心肺蘇生法の技術を習得
- ②死角のできにくい適正な人員配置
- ③利用者数に応じた柔軟な人員計画
- ④集中力を持続させるためのローテーション
- ⑤重点監視箇所の設定とその対応
- ⑥けが人等における発生時の適切な対応



- プールの総括責任者として、日本体育施設協会の「水泳指導管理士」や日本赤十字社による「水上安全法救助員」をはじめとした、プール管理に必要な資格を有している者を配置します。
- プールスタッフも救急・救命講習会の受講を奨励し、ファーストエイド等の知識を教育した者を配置します。
- 施設面においては、排水口等の金具固定の確認をし、施設的な不備事項をリストアップし、県土木事務所に改善点の提案を行い、初期不備による危険の回避を実施します。

イ プール開催中の安全管理

- プール監視は、死角を極力無くした「クロスチェック体制」をとり、安全体制の確保を目指します。なお、監視員は利用状況に合わせて、配置数の増減を行い対応します。
- 監視員は、利用者への安全指導と救助のほか、案内・放送・怪我の応急対応・水質検査などを行い、場内の秩序と衛生的な環境の維持を行います。なおプール監視員詰め所に AED を設置します。
- 監視員の集中力を保つため、基本的に 30 分ごとのローテーション体制とします。スタッフの配置を瞬時に確認できるよう、ローテーション表を作成します。
- 利用者の「安全」意識の向上を働きかける事を目的に、遊泳休憩時間を活用して監視員によるデモンストレーション（救助訓練）を行います。
- プール開場前の残留塩素や水温の測定などを実施、遊泳に適合する環境整備を日々行い、不適合となる場合はプールを閉鎖します。
- 事故の未然防止策としては定期的な巡回点検により、事故防止を徹底し、事故発生時対応マニュアルを作成して万一の事故発生に備えるとともに、スタッフの研修を実施します。
- 利用者にはプールスタッフにより、受付案内・場内放送を行うとともに、掲示やパンフレットによる利用規則の浸透に加え、受付員による入場時での危険物の持ち込みチェック及び注意点を説明し、プール内での安全確保をします。
- 利用のピークとなる時間帯には、入場者数の把握を行い、場合により入場制限等の対策を講じます。

- 事故発生時には、何よりも迅速な行動と正確な判断が必要なため朝礼及び日頃からの訓練により、プールスタッフの意識を高めます。
- 落雷が予想される時は、東京電力ホームページ上の「雷雲+落雷情報」によるタイムリーな気象情報をもとに、突発的事故への安全管理を実施します。
(平成 18 年度の落雷のあった際には、入場者を退避させ人的被害を防ぐ事ができました)
- 日常業務管理面のポイントを日誌等で管理し、予防保全につなげます。
- 安全衛生チェックでは、集毛器の洗浄・消毒・回収槽の定期的点検、更衣ロッカーの毎日清掃を行います。また、定期的に必要個所への消毒を実施します。
- 嘔吐物等の不衛生なものは、除去・清掃をその都度行い、消毒を行います。
- 濾過器ドレン弁は毎日通水を行い、循環機器類の滞留水を極力無くすることにより、衛生面の安全を確保します。

ウ プール閉場後の安全管理

- ポンプ類の起動器具類は、電源を切り、閉園中の事故発生を防ぎます。また、機械室も施錠等を行い、危険個所等に容易に入室されない環境を整え閉場します。
- 次年度に向けて、施設設備機器の外観機能点検を実施し、安全確保を要する施設改善項目を整理し県土木事務所に報告します。

(2) 防犯対策の実施体制について

ア 昼間の体制

(ア) 利用者との連絡体制

- 園内の掲示板など主要な場所に管理事務所の**連絡先を明示**し、不審者や事件などの情報の共有を行い、万が一事件等が発生した場合に備えた連絡体制を整えます。
- 維持管理上の対策
- 園路沿いや広場の周囲に、**死角となる場所や暗い場所を極力つくらない**よう、樹木の除伐や枝払い等を行い、景観的な面からの防犯対策を図ります。
- **広場、建物の周囲等を常に清潔**にし、地域とも連携の上、青少年の「たまり場」をつくらないよう配慮します。

(イ) 混雑時のプール、駐車場の防犯対策

- 車上荒らし、置き引き、のぞき、盗撮の発生抑制のため、見えにくい箇所の巡回による注意強化を実施します
- 放送により、車を離れる場合やロッカーを使用する際の注意喚起を行い、利用者の防犯意識を高めます
- 警察、自治会等の協力のもと、不定期に巡回を依頼し、防犯に努めます。

(ウ) 地域との連携体制

- 地域防犯連絡所連絡協議会への参加や**警察署や消防署等の連絡を密**にして、地域の目が行き届くような体制づくりを行います。

(エ) 年末年始の防犯体制

- 年末年始については、グループのオーチャーの警備員2名により毎日園内を昼夜定期的に巡回し防犯に努めます。

■夜間の体制

- 勤務時間外の園内及び建物の防犯対策として、夜間警備をオーチャー警備員により実施します。警備体制は公園管理事務所を警備員の詰め所とし、交通展示館は機械警備による警備体制とします。
- 園内巡回警備は、巡回ルートに基づき、警備員2名による園内巡回を定期または不定期に実施し抑制力を持たせます。交通展示館については、巡回中に異常の有無の確認を行います。非常時には状況により園長へ緊急連絡を行うとともに、警察や消防への緊急車両を要請します。
- 巡回警備、機械警備の指導、業務チェックの教育を徹底するとともに、緊急時の連絡体制の徹底を図ります。

計画書9「利用者への対応」

○接客、苦情処理、利用指導、利用者ニーズの捉え方について

私たちは、公園ごとに特色ある都市公園を管理してきた経験と実績を踏まえ、来園者のみならず、これから訪れる利用者にも満足していただくため、公園に対する疑問や質問に応え、快適で楽しい利用を提案・サポートできる「パークコンシェルジュ」を目指します。

(1) 接客対応及び研修等について

ア 公園での出会いは、あたたかい真心こもった挨拶から

「いらっしゃいませ」という挨拶は、一方通行になりがちな挨拶です。私たちは、来園者とコミュニケーションをとることが重要と考えておりますので、会話のキャッチボールがしやすい「おはようございます」「こんにちは」など、温かい心からの挨拶をもって、来園者をお迎えます。

イ 利用者の目線で応えます

1人1人の利用者に対し関心を持ち、相手が何を求めているか、その人の目線に立ち接客を行います。利用者に関心を持つことで耳をかたむけ、利用ニーズを先読みし、お応えすることができると思います。

ウ 公園管理事務所は‘公園インフォメーションセンター’

公園管理事務所は、公園のインフォメーションセンターとして位置づけ、来園者がいつでも立寄り、気軽に公園の情報を収集できる明るく快適な空間づくりを行います。

当公園への来園の有無にかかわらず「公園」に関心のある全ての利用者に対し公園の素晴らしさと情報を提供することが私たちの大切な使命と考えています。対面だけでなく、電話やメールでの対応にも爽やかさと真心をこめて接客します。

エ ‘改善’ に向け走り続けます

私たちは、これまで「親切で丁寧な接客」を目標に、

- ① 朝礼での挨拶唱和
- ② 内部研修等による公園及びその周辺情報の取得
- ③ 特別指導員による接客研修と接客対応評価指導

に取り組み、職員の意識向上を図ってきました。特に特別指導員の接客対応評価指導では抜打ちチェックによる評価を受け、不適切な部分について真摯に、職員の意識改革が進み効果が顕著に表れています。

これからも、接客向上プログラムを継続して実施し、常に‘改善’の姿勢を保ちます。

※パークコンシェルジュ

コンシェルジュ【concierje】とはフランス語で「重要な建物の門番」という意味。現在では主にホテルで宿泊客の求めに応じ、街の地理案内や交通機関・食事の予約などの手配をする係のことをいう。

私たちはこの役割を公園の案内係として捉えました。法的・道徳的に問題がない範囲で要望などの相談に乗ることができ、快適で楽しい利用を提案する利用者のパートナーをパークコンシェルジュとして位置付けています。

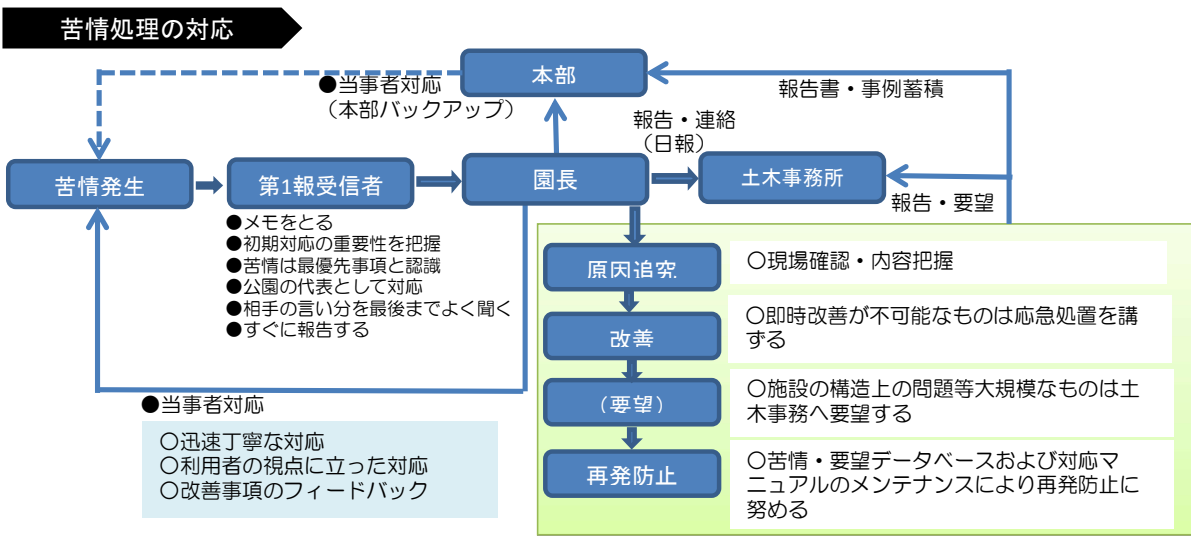
(2) 苦情処理の対応及びその研修等について

ア 苦情は貴重な情報源

不満を持った時に苦情を申し立てるのはごく一部のみに過ぎません。多くの方は黙って次回から当公園へ来なくなってしまうかもしれません。または、管理者に対して大きな不安と不満を抱えるでしょう。このようなことを回避するため、苦情は貴重な情報源であるとともに利用者の期待の現れであるという姿勢で、迅速かつ丁寧で適切な対応を実施します。

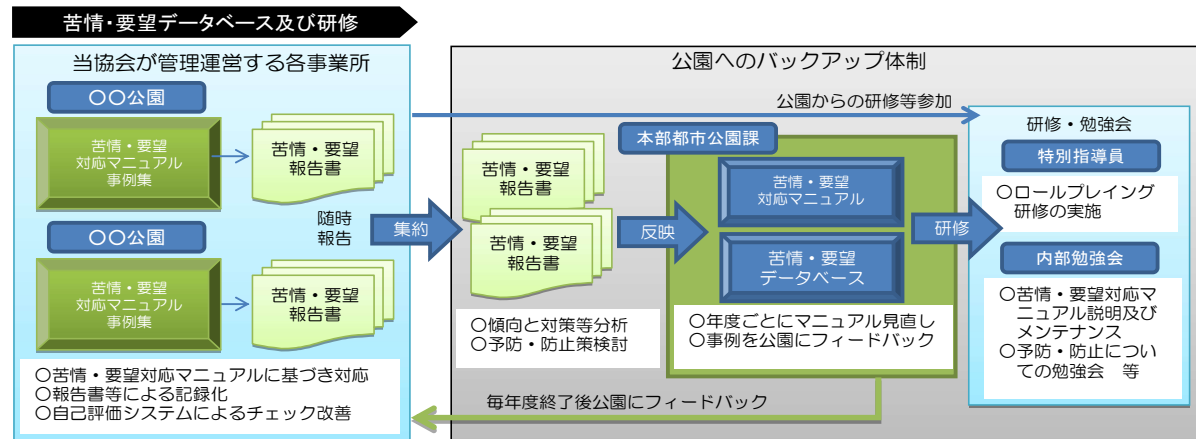
イ 柔らかい心で根気強く

公園は不特定多数の方が利用するところであり、利用者の価値観も千差万別です。管理事務所に時には理不尽で不適切な苦情や要望が寄せられます。私たちは、そのような利用者に対し柔らかい心をもって根気強く話合うことで、意見の根幹を探り道理を欠くことない解決に努めます。



ウ 情報源として活用するために

苦情・要望はしっかりと記録し、県土木事務所へ報告します。また、報告書を本部で集約し、苦情・要望データベースとして、当協会が管理する各公園の事例を共有するシステムを構築します。このシステムは、情報の集約、マニュアルとデータベースへの反映を繰り返し、公園にフィードバックすることで苦情・要望対応マニュアルの見直しと事例集のメンテナンスを行います。



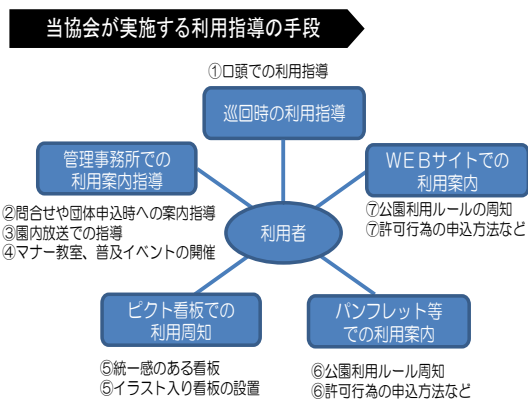
蓄積された情報をもとに、苦情対応のロールプレイング研修を実施し、常に柔らかい心で根気強い対応ができるよう訓練します。また、苦情・要望対応マニュアルの説明及びメンテナンスの重要性など他の公園の職員と合同勉強会を開催し、苦情予防・防止に努めます。

(3) 利用者への公園利用指導及びその研修について

ア 思いやりの心をもって、みんなで創る快適な公園

公園管理事務所に人員を配置することの大きな役割の一つが利用指導・案内と考えています。公共の空間である公園で、誰もが快適に楽しく過ごすためには、公平で公正な利用と他人を思いやる気持ちがとても大切です。

私たちは公園利用のルールを解りやすく伝え、1人1人の公園利用者が他人を思いやりみんなで快適な公園を創る重要性に対し、理解と協力・参加・賛同を求めます。



利用指導と手法の例			
火気の使用、施設の破損・汚損	①②⑤⑥⑦	危険なスポーツ (カートボード等)	①②⑤⑥⑦
オートバイ乗入等	①②③⑤⑥⑦	犬の散歩 (糞・リード)	①②③④⑤⑥⑦
動植物の採取、立入禁止区域	①②⑤⑥⑦	ゴミの持ち帰り	①②④⑤⑥⑦
無許可の占使用	①②⑤⑥⑦	遊具等施設の利用の仕方	①②④⑤⑥⑦
マナー違反者には遵守事項を十分説明し、自主的な解決を促す。			
※数字は左図参照			

辻堂海浜公園での利用指導ポイント
○犬の散歩者の利用マナー、利用者間トラブルへの注意
○プール開催期間中の公共交通機関利用のお願い

イ 親切で丁寧な有料施設等の受付案内

公園の施設を利用するときには申し込みが必要です。園内にどのような施設があり、どのような方法で申し込むかなどパンフレットやWEBサイトでお知らせし、窓口では常に親切で丁寧な受付案内を実施します。

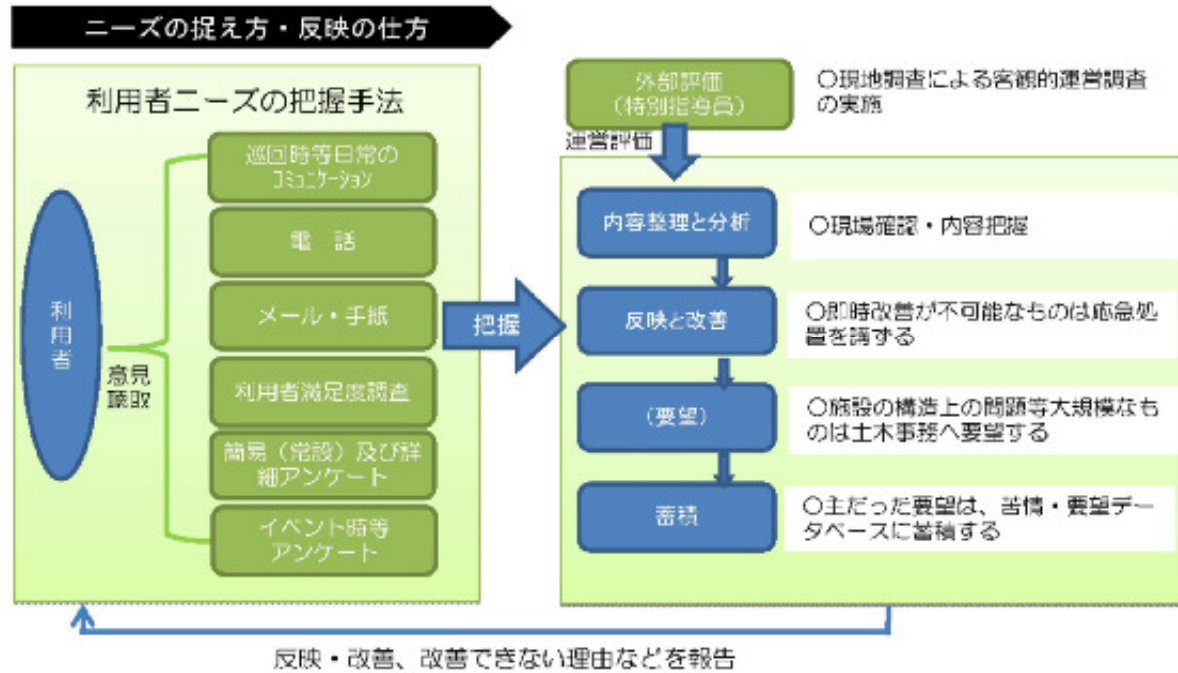
ウ 公平で公正な利用を保つために

公平で公正な利用を保つには、利用指導をする職員同士が同じ目線で情報を共有し、利用者に対応しなければなりません。内部研修において都市公園条例第3条「行為の制限」及び第5条「行為の禁止」など公園を利用するに当たって必要な関係法令やルールを理解し習得するほか、ミーティングや他の公園との合同勉強会を通し、公平で公正な利用について事例と情報を共有します。

(4) 利用者ニーズの捉え方及び反映について

ア 利用者の満足度を高めるために

ニーズを把握・分析し、結果を管理運営に反映していくことは、利用者（顧客）満足度を高めるために重要です。日々のコミュニケーションや電話、手紙（メール）、アンケート等でいただいた利用者からの貴重なご意見は、反映と改善に努め、その結果を利用者へフィードバックします。



イ 外部評価によるニーズの把握

特別指導員による現地調査により、客観的に運営を評価してもらい、指摘事項や意見など評価結果は業務改善項目として整理しデータ化するとともに順次対応します。

(5) 災害時の活動及び利用についての説明及び広報について

ア 災害時が発生したら

管理事務所の開所時間内に災害が発生したときには、来園者の安全確保と混乱回避を第一とし、放送や巡回（口頭）により正確な情報を提供するとともに、園内危険箇所や負傷者有無の確認を行います。



※災害発生時の連絡及び対応体制は「緊急時の体制（2）」に基づき実施します。

イ 安心への配慮

人は手を繋ぐことでストレスや不安が軽減されるといいます。私たちは、動揺が特に激しい利用者に対しては、なるべく「手を取り・目を見て」話しかけることにより安心感を与えます。発災時は特に「ゆっくり・はっきり」とした落ち着いた口調で対応できるように職員に周知・訓練します。

ウ 苦情要望には優先順位をつけます

発災時は混乱が予想されるため、全ての苦情要望に対してきめ細かに応えることができません。発災初期においては安全及び人命にかかわることを最優先とし対応します。そのような私たちの活動（行動）について、優先事項の明文化等により被災者（利用者）に理解と協力を求めます。

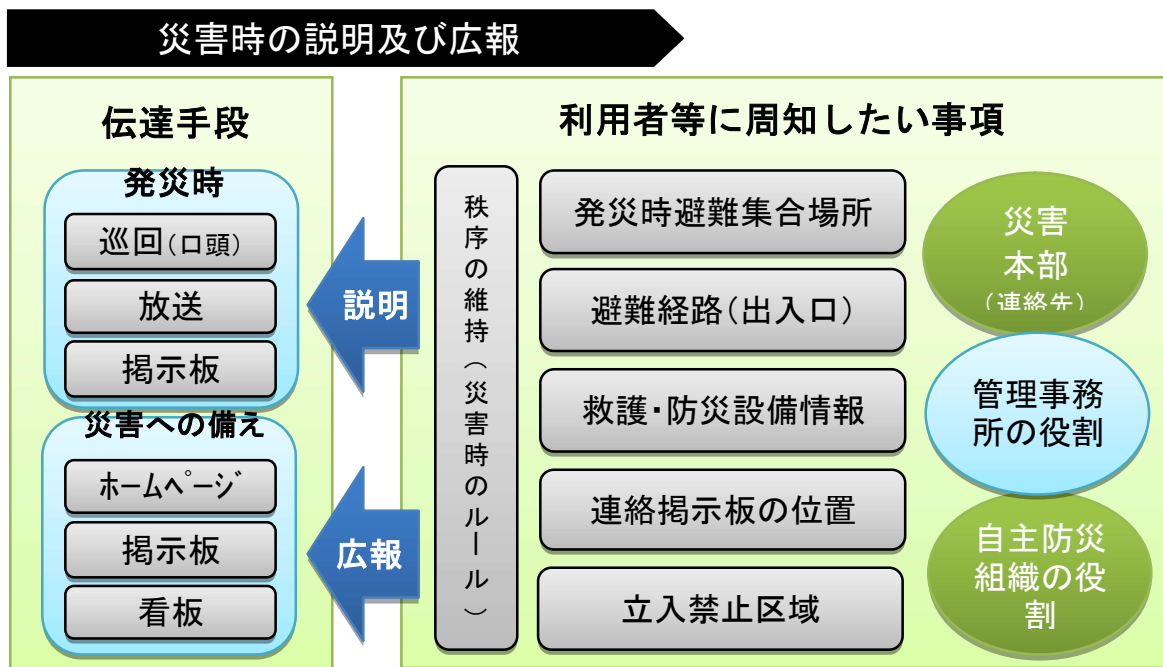
エ 利用についての周知

発災により園内施設の利用に制限（例えば、崩壊崩落等や救護施設の設置など）が発生することが予想されます。私たちは放送や巡回で周知するほか、園内図に制限箇所を明確に表し掲示するなど、伝え漏れが発生しないように努めます。

オ 災害への備えとしての広報

当公園は広域避難場所に指定されていませんが、公園利用者や地域の方々に避難場所の認識を与え安心感を提供することが必要と考えます。

私たちは、県土木事務所や藤沢市・地域自治会などの自主防災組織と、災害直後・復旧時の園内利用や注意事項について協議調整し、ホームページや園内掲示版などの広報媒体を利用し周知することに努めます。



計画書 10 「利用促進方策」

○公園が、より多くの人に利用されるための方策について

本公園に魅力を感じ、多くの県民の皆様にご利用いただくためには、「公園の魅力や資源の発掘、情報発信、地域や県民との協働による利活用プログラムの展開・運用、地域への定着、県民の声を活かした次回へのフィードバック」という利用促進に関する取組みをトータル的にプロモートすることが重要になると考えます。

利用促進方策の提案にあたり、このサイクルに沿ったこれまでの5年間の取組み成果を踏まえ、利用促進方策を次のとおり提案します。

(1) 利用促進のためのイベントの開催について

(閑散期の園内施設の有効活用についても記載)

ア これまでの取組みと今後の取組み

私たちグループは、指定管理者として公園の魅力をお客様に伝え、満喫していただく為の取組みとして、季節毎に開催する「公園まつり」や「辻の盆」、「子ども駅伝大会」など年間を通して様々なイベントや体験プログラムを開催し、多くの方々にご来場いただいています。

特に、平成19年度に立ち上げた湘南夏まつり「辻の盆」では、湘南地域の方々や家族連れ、孫を連れた三世代での参加など2万人を超える参加者が集い、湘南地域の「新たなふるさとづくり」の名物イベントとして継続開催の要望も強く、地元との協働した取組みに努めています。

子どもたちに、仲間で助け合いたすきをつなぐ心を育むことを目的として始めた「こども駅伝大会」は、地域のスポーツチームを中心に好評で、閑散期における健康づくりを兼ねた利用促進イベントとして大きな成果をあげています。

前述の取組みが呼び水となり、地域の持込みイベント相談が増えてきています。企画から設営・撤去まで支援し、地域で活動する方々の発表の場として公園を活用いただけるよう、今後も私たちは、これらの事業を地域とともに盛り上げ協働して継続開催することで地域に貢献してまいります。

■ イベント等の開催状況



Come Together (持込の例)



辻の盆



水辺の安全を一緒に学ぼう



花と海と光のハーモニー



子ども駅伝大会



やさしいうんどう教室

平成 26 年度 実施内容

より地域の方々に公園を活用していただけるよう、引き続き、持込みイベントの受入れと運営支援を行います。また 22 年度より、ジャンボプールに「いつ来ても・何度来ても楽しい」のイメージを定着させるべく、プール内でのアクティビティを増やして参りましたが、これらに加え、26 年度も引き続き、水の安全や集団行動について楽しんで学んで頂く参加型の水の安全に関するイベントを、地域の実行委員会とともに実施します。

ア イベント予定一覧

テーマ りな るも 園が 園主 づく くは	園 顔に がな なれ る公 園笑	水に は優 しく 公笑	快 適な 公園 づく	誰 もが 美し く	開 催 月	イベント名	連帯協働団体等	備考	
○	○				5月	春の公園まつり	社会福祉団体・情報誌ば ど・地域サークルなど		
○	○				10月	秋の公園まつり			
○	○				7月	辻堂かいひん盆踊り「辻の盆」	辻の盆実行委員会		
○					2月	子ども駅伝大会	子ども駅伝実行委員会	公園の利用団体等と協働	
○	○				7 月 5 8 月	辻堂ジャンボプール Relax Resort	プレオープン	地域への謝恩とプール試運転 のため実施	
○	○			第2回絆プロジェクト			絆プロジェクト実行委員会	水の安全について、様々なプロ グラムを体験して学ぶ	
○	○			アクアピクス					
○	○			ウォーターパルーン パーク			(株)インターリコム		
○	○			Aloha time in ジャ ンボプール			Aloha time in ジャンボプール実 行委員会	プライベート	
○	○			4月	かいひんSUNDAY (持込イベント支援)	アウトドア活動・マリ ンスポーツフェア	アウトドア活動・マリンスポ ーツ普及実行委員会	イベントデッキを活用した 市民発表の機会及び、公園内 での活動を支援	
○	○			10月		Come Together	Team Cometogogether		
○	○			10月		Love Shonan ONE CALFOLNIA DAY	Love Shonan実行委員会		
○	○			11月		集まる！つながる！ 家族まつり	家族まつり実行委員会		
○	○			春秋	かいひんFRIENDS (週末の小規模イベント)	ミニコンサート	地域の団体等	市民発表の機会を提供すると ともに、市民の健康づくりを支援	
○	○					スポーツ体験	ゼビオ(株)		
○				3月	交通学び塾 (交通展示館子ども塾)	鉄道模型展示	関東学院六浦中学校・高等 学校 鉄道研究会		
○				3月		工作体験	地域の団体等		
○				未定	学び塾	科学教室	辻堂子ども広場	交通公園レクチャールーム	
○	○			春秋	公園ふれあい体験	楽しいクラフト	鶴沼手づくりおもちゃの会、 地域高齢者ボランティア		
○				1月		凧づくり教室	湘南凧の会		
○	○			通年		うんどう教室	地域ボランティア		
○	○			春・秋		ユニバーサルカ ヌー体験会	(公)かながわデザイン機構 藤沢市カヌー協会	サザン池	
○				9月		カヌースクール	藤沢市カヌー協会	ジャンボプール	
○	○			春・秋		ウォーターパル ーン体験会	(株)インターリコム	サザン池	
○	○			春・秋		エア遊具体験会	(株)インターリコム	芝生広場	
○		○		夏		セミの羽化観察会	藤沢クマゼミ調査研究会		
○	○	○		春・秋		花いっぱい公園計画	交通公園 花いっぱい計画	一般来園者・学校など	

イ 利用促進の新たな提案

■ ジャンボプールにおける新たな取り組み

- 1 プレオープンイベント (継続実施)
- 2 ユニバーサルカヌーイベント (継続実施)

【平成 26 年度取組み】

- 水の安全や団体行動に関わるプログラムの体験を通じて、楽しんで水の安全について学ぶイベントを昨年に引き続き継続します。
- 地域店舗の出店の機会を設け、地域活性化に協力します。
- 藤沢市カヌー協会と連携したカヌー教室を継続します。



■ 芝生広場を活用した新たな取り組み

- 凧作りと凧揚げ大会 (継続実施)

【平成 26 年度取組み】

- 「かいひん SUN-DAY」事業の継続
持込企画やステージの利用要望については内容を検討し、可能なものについては連携しイベントを開催。
- 「かいひん FRIENDS」の継続 (平成 25 年度より実施)
春秋の週末にミニコンサートや、スポーツ体験等の小規模な催しを開催し公園の新たな楽しみ方を提案。



■ 交通公園等を活用した新たな取り組み

- 1 初心者自転車教室 (継続実施)
- 2 交通展示館子ども塾 (継続実施)

【平成 26 年度取組み】

- 利用満足度調査結果を踏まえ、利用の多い春に交通公園内に臨時売店を設け、飲食提供によるサービス向上を図ります。



■ ジャンボプール及び交通公園の開園時間延長の提案

ジャンボプールについては開場時間が午前 9 時～午後 6 時ですが、ナイタープールの利用を検討します。また、交通公園及び交通展示館、スカイサイクルの開場時間帯を延長します。これらの提案については、県と協議しご理解をいただいた上で利用者サービスとして展開します。
(平成 22 年度：ジャンボプールの利用時間延長を実施)

■ プール入場料金の割引

規定料金以外に割引制度を設け、ジャンボプールの利用促進と利用者サービスを図ります。
(平成 21 年度：大人料金割引実施、平成 22 度：中学生料金設定、回数券販売)

■ スイセン群落の創出 (平成 21 年度より実施)

花による修景づくりの一環として、「面」で見せるスイセンエリアを創出し、公園閑散期の利用促進を図ります。

(2) 利用促進のための広報について

本公園の魅力を県民に幅広く提供するため、ホームページを始め、新聞（地元情報誌、ミニコミ誌等）や放送媒体を活用し、積極的な広報展開を図り、報道関係者との絆を深めてきました。

その結果、新聞や情報誌、放送メディアなど約 100 回以上にわたり掲載していただいた実績があります。

私たちは、この絆を大切に、今後も公園の魅力と利用促進イベントの開催などの情報を積極的に広報します。

平成 26 年度 実施内容

広報活動の展開で示してある内容を実施して行きます。

■ 広報活動の展開

	媒体	特徴及び内容
協会独自	ホームページ	辻堂海浜公園及び、公園協会「花と緑の情報サイト」で公園の施設案内やイベント情報、駐車情報などを発信。HPのトップページをリニューアルします。平成24年より開始したHPでの波情報の発信（ライブカメラ）も引き続き行い、公園利用者に加えてサーファーへの情報提供を行います。
	園内掲示板	公園エントランスに設置されているインフォメーションボックスは勿論、季節毎のイベントの告知には、園内に設置したポスター用パネルや立て看板をフルに活用し公園利用者に対しイベント情報や管理運営に関する情報を伝えます。
	パンフレット・チラシ	公園の施設や利用案内などのパンフレットは勿論、イベントの情報及び公園の管理運営に係わるお知らせなどをコンパクトにまとめて配布します。
	携帯サイト	公園利用者及びサーファーなど駐車場利用者に対し、駐車場のタイムリーな空車情報を発信します。
	公園NEWS	イベントの実績や園内での出来事をお知らせするものとして作成し、園内やHPに掲示します。
公共施設	公民館・体育館	藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市等の近隣の市に依頼し、公民館や体育館などで、公園まつりなど主なイベントの告知を行います。
	自治会・町内会	公園の利用の中心である辻堂地区を中心とした市民センターの協力を得て、自治会を通じて公園まつりなどのチラシを回覧します。
連携	観光協会	藤沢市観光協会をはじめ、近隣の観光協会と連携を図り、辻堂海浜公園で行われる主要イベントの告知チラシやポスターの掲示を行います。
	交通機関	JR辻堂駅等に大型ポスターの掲示を依頼し、乗降客に公園まつりなどのイベント情報を提供。公園イベントへの参加でも連携し、のりものが好きな子ども達の満足度も高めます。
メディア	市広報	藤沢市の広報紙である「広報ふじさわ」や、藤沢市のFacebook「カラフルフジサワ」など、市の広報媒体での掲示を通じて、公園まつりなどのイベントの告知を行います。
	地域情報紙・誌	地域の「辻堂タイムス」を初めとして、情報誌はど湘南版など、湘南地域で発行されている各種の情報紙・誌にタイムリーに情報を提供します。
	ケーブルTV FMラジオ	地元のケーブルTVや、FMラジオなど放送媒体によるいべの情報の発信も行います。
	レジャー情報誌 ミニコミ誌	レジャー情報誌を活用し、ジャンボプールや交通公園・交通展示館の施設の情報を広範囲に提供します。
	イベント情報Web	イベントバンクなど、イベント情報を有力メディアに配信するサービスを活用して、広報の拡充に努めます。

計画書 11 「自主事業の運営」

○ 当該公園における自主事業についてご記入ください。

辻堂海浜公園の利用者の利便に供するため、自主事業として県の管理許可を受け、駐車場、売店及び自動販売機等の運営を行ってきました。

そこで得られた収益については、公益法人の使命として、県立公園の利用促進や利用サービスの向上、広報活動等に還元します。

(1) 当該公園における自主事業の管理運営計画を記入してください。

ア 駐車場管理運営計画

海辺に近く、プールがあり、湘南のイメージを凝縮した海浜公園として、親しまれている公園で、JR辻堂駅よりバスのアクセスもありますが、車による利用も多く、特に夏季は、来場者で大変混雑します。

このため周辺道路は車の渋滞が慢性化するなど、近隣にも影響が生じますので、利用者の利便性、安全性を確保するため、年間、毎日有料として運営しております。

こうした利用実態を踏まえ、平成19年度は、時間料金420円から400円とするなど、10円単位をなくす料金改定を、また、夏季以外は、料金の上限額を設定するなど、料金所周辺や道路渋滞の緩和、利用者の利便性の向上を図ってきました。平成26年度は消費税率引き上げに伴い下記の料金とします。なお、上限設定期間については、適用外期間（夏季3か月間）をプール開催期間のみに短縮するとともに、上限料金も現行料金1200円に据え置き、利用者サービスの向上に努めます。

■ 駐車場運営計画

運営方法		平成26年度の取組み
有料期間	年間毎日	<ul style="list-style-type: none"> ・道路渋滞対策として、昨年を引き続き多目的グラウンドを臨時駐車場として使用します。 ・また、渋滞時には周辺道路に交通整理員を配置します。
有料時間	5:00～21:00	
収容台数	800台（東駐車場499台、西駐車場301台）	
駐車料金	最初の1時間迄 大型1030円 普通車420円 以降30分ごと 大型520円 普通車210円 ※普通車はプール期間以外、1日上限料金1,200円	

イ 売店・軽飲食店管理運営計画

■ 売店の設置

区分	内 容	平成26年度の取組み
目 的	公園利用者の利便性を図るため、軽飲食の提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、常設の軽飲食施設と売店の運営を継続します。 ・また、プール利用者への利便性を図るため、プール期間中、プールサイドに臨時売店を設けます。
場 所	プール管理棟：軽飲食店 「波波波」 交通展示館横：売店 プール：開業期間中はプール内に臨時売店を設置	
運営方法	通年営業が可能であることを条件に、園内の軽飲食店、売店、プール売店をまとめて、プロポーザル方式により業務委託者を選定	

ウ 自動販売機の設置運営計画

区分	内 容	平成 26 年度の取組み
目的	公園利用者の利便性を図るため清涼飲料の提供を行います	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、園内や交通展示館利用者の利便性を図るため、飲料及びアイスの自販機を常設するとともに、プール開催期間中など利用最盛期は、臨時自販機を設置します。
場 所	プール管理棟前、交通公園、花の庭等 プール：開業期間中、プール内に臨時の自販機を設置 ※春～秋の期間の利用最盛期に駐車場周辺に自販機増設	
設置台数	常設（飲料&アイス）：14 台 臨時（飲料&アイス）：9 台（プールサイドほか）	
設置内容	自販機メーカーによる機器の設置による販売とし、販売品はリサイクルに配慮した商品とします。	
運営方法	事業者の選定は、プロポーザル方式で行い、自販機の機能、販売商品、メンテナンス方式、防犯システム、災害対策システム等が充実している事業者を選定	

エ ロッカー・シャワーの設置

ジャンボプール開業中のロッカー・シャワーを有料で運営します。また、東駐車場際に設置されているサーファーなど海の利用者を対象とした屋外温水シャワー施設を有料で運営します。

運 営 方 法			平成 26 年度の取組み
区分	プール棟	屋外温水シャワー施設	<ul style="list-style-type: none"> 運営の効率性の点から、プール運営担当の棟オーナーが行う。 屋外温水シャワーは、犯罪防止のため、引き続き、管理事務所で鍵を貸出す方式を継続します。
期 間	プール期間中（7 月第 2 土曜日～9 月 15 日）の毎日	毎日 （年末年始を除く）	
時 間	9:00～18:00	8:30～17:00	
利用料金	ロッカー：大 200 円、小 100 円 温水シャワー： 3 分 200 円	・2 分 100 円	

(2) 事業の実施体制など具体的な内容を記載してください。

また、業務の一部を委託する場合、具体的な委託業務内容、指定管理者としての点検チェック方法、指導監督方法などについて記載してください。

(具体的な委託業務内容は、様式第 3 号「委託予定業務一覧表」に記載してください。)

ア 駐車場の実施体制等

本公園の夏場はプール利用、海浜遊び、又、サーファーが自家用車で来園し、国道 134 号線が渋滞なる状況が生じます。特にプール最盛期の混雑緩和を図るため、25 年度に引き続き、多目的グラウンドを臨時駐車場として使用します。

区 分	実施体制と業務内容の内訳
実施体制	・直営による運営：駐車場係員 3 名を配置（責任者 1 名・業務員 2 名）但し、最盛期には大幅に増員するなど臨機応変な対応を行います。
駐車場係員の業務内容	・料金徴収業務・整理案内誘導・清掃、植物管理業務・出入口開閉業務、売上金収納業務利用者サービス業務、要望や苦情の把握、業務報告書・利用状況等報告書の作成と報告
安全の確保	・門扉・車止めの破損等の施設点検・満車時における臨時駐車場の運営・自動車管理者賠償責任保険の加入等
その他対応	<ul style="list-style-type: none"> 当協会の「県立都市公園駐車場管理基準」により、障害者等利用者に対し減免措置を行います。 県の緑化協力金制度に協力しています。

イ 売店・軽飲食店運営の実施体制

売店は、次の内容で業務委託します。

区分	営業概要	当協会の業務指導監督
営業日	年末年始、月曜日を除き毎日営業	<ul style="list-style-type: none"> ・販売品目の協議指導、・衛生管理状況の確認、・運営状況及び営業内容の確認、・利用者からの苦情対応の調整
営業時間	10時00分～16時30分まで ※悪天候の場合は営業を中止若しくは短縮する場合があります。	
委託内容	商品の仕入れ・販売、店内衛生管理、清掃、ごみ処理、園内の利用案内	

ウ 自動販売機設置事業の実施体制

自動販売機事業は、自販機会社を選定し、利用者に清涼飲料等を販売しサービスの提供を行います。

区分	営業概要	当協会の業務指導監督
営業日	年間を通し、毎日営業 防犯のため夜間は消灯	<ul style="list-style-type: none"> ・販売品目の協議指導、・売上金の早期回収・防犯設備の強化 ・ビン容器による販売は禁止 ・バリアフリー対応機種を導入 ・利用状況に応じた柔軟な商品補充体制
事業者の役割	商品補充と品質管理、容器の回収 売上金の集金、釣銭の補充、	

エ ロッカー・シャワー運営の実施体制

ロッカー・シャワーは次の内容で実施します。

区分	実施体制と業務内容の内訳
実施体制	指定管理者による直営 コイン使用による自動利用方式
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・両替業務・機械故障対応・施設、機械点検・売上金収納業務、利用者サービス業務、利用者からの要望や苦情の把握、業務報告書・利用状況等報告書の作成と報告 ・ プールロッカーの点検及び清掃は毎日実施、屋外温水シャワー施設は1回/2日を標準とし、汚れに応じて臨時清掃を実施



駐車場料金所の運営



スマイルカフェ “波・波・波”



プール売店の運営



自販機の運営

なお、上記自主事業のうち、許可期限が到来し更新手続きが発生する事業については、今後行う申請手続きによって必要な許可を得ます。

計画書 12「地域や関係機関との連携」

○公園の管理運営に当たり、地域や団体、関係機関との連携の考え方について

私たちは、公園という公の施設の管理運営を担う公益法人としての責任と使命をもって、**誰もが主役となって、笑顔と幸せになれる公園づくり「湘南ハートフルパーク」**を地域や関連機関と連携を図りながら実現。より多くの方々に公園の魅力を満喫いただき、県民福祉の向上と地域振興に貢献します。

(1) 県民及び住民参加、ボランティア団体による協働の取組みについて

私たちは、協働の取組みを進めるにあたり、県民や協力団体と私たち指定管理者とが、互いに目的を共有し、対等な立場で相互理解のもと、お互いの持つノウハウや得意分野の技術を活かし、管理運営に取り組みます。

■地域との連携・協働による取組み（H26年度予定）

項目	協働先	協働の内容
スポーツ・健康・福祉での協働	湘南FARC	子ども駅伝大会
	アレセイア湘南高等学校	子ども駅伝大会
	(社)かながわデザイン機構	ユニバーサルカヌー体験会
	藤沢市カヌー協会	ユニバーサルカヌー体験会
	茅ヶ崎市社会福祉協議会	ユニバーサルカヌー体験イベント
	地域ボランティア(有資格者)	うんどう教室
	スーパースポーツゼビオ テラスモール湘南店	スポーツ体験イベント
	湘南みちくさクラブ	海浜植物観察会
	地元中学校	花壇づくり
	海浜花の会	花壇づくり
	地域の幼稚園等	花壇づくり
公園まつりなどイベントでの協働	藤沢商工会議所	辻の盆
	辻堂地区自治会・町内会長連絡協議会	辻の盆・その他のまつり
	辻堂民踊同好会	辻の盆
	智寿香会	辻の盆
	湘南富斌会	辻の盆
	湘南凧の会	公園まつり・凧づくり教室
	湘南工科大学	公園まつり
	地域・県内の学校	公園まつり
	地域県内のサークル	公園まつり
	レディオ湘南	公園まつり・辻の盆・イルミネーション他
	JAさがみ	公園まつり
藤沢市社会福祉協議会	公園まつり	
公園維持管理での協働	日本ガーデンデザイン専門学校	植物管理
	藤沢市緑化事業組合	植物管理
	藤沢市シルバー人材センター	植物管理

(2) 地域への貢献についてのこれまでの実績又は提案について

公園の管理運営や利用促進イベントを通して、地域の活性化、生きがいやコミュニティ形成の場などのきっかけをつくりだしてきました。今後とも、私たちの使命として、公園と地域、公園と人、また人と人との繋がりを作り出す管理運営に取り組み、地域に貢献します。

■地域への貢献～これまでの実績～

区分	これまでの実績	今後の提案
地域の活性化・コミュニティの形成	年4回開催している公園まつりの開催や子ども駅伝を通じての交流、年2回の公園運営協議会による地域団体とのコミュニケーションの促進、地域のNPOの交流会への参加など	これまでの実績をふまえて交流を深めると共に、地域の持込みイベントの支援を通じて、地域の活性化・コミュニティの形成に貢献する。
身障者の自立支援と活動のサポート	社会福祉団体による園内清掃や、公園まつりでのお菓子や雑貨の販売を通じての自立支援	公園まつりでの福祉バザーへの参加を積極的に呼びかける。
生きがいの機会や場の提供	地域活動団体の、公園まつりブース運営参加や、たのしいクラフトボランティア、花壇づくりへの参画等による場の提供や、子ども達と触れ合い機会の創出	引き続き、市民の方々の生きがいの場づくりを進めます。
学校教育への協力	高浜中学校など近隣の学校の総合学習の一環として、花の育成を学ぶ場の提供、及び湘南工科大学の社会貢献活動や、課外活動への協力。	総合学習の受入れや、工科大の社会貢献活動の希望者を、引き続き積極的に受け入れる。
子どもの学びの場や運動の場の提供	辻堂子ども広場の科学実験イベントや、フラダンス、ヒップホップダンスなど、子どもたちが安全に活動できる場を提供	県上木事務所とも相談の上、幅広く受け入れる

(3) 関係機関（対象管内の他の公園や周辺施設等）との連携の考え方について

私たちは、これまで様々な関係機関と連携協働し、公園まつりや利用プログラム等を通して利用者サービスの向上に努めました。引き続き、公園の管理運営のテーマの実現に向けて、関係機関との連携を一層強化し、関係する他機関との連携を積極的に開拓します。

ア 地域の関係機関との連携と内容

区分	内 容
教育機関等との連携	○周辺の小中学校や幼稚園と連携し、花植え、海浜植物の復元など公園での活動を通して植物や自然環境に対する啓発を進めます。
福祉団体、協議会との連携	○障害者の方々の利用拡大を図るため、社会福祉協議会など福祉関係機関との連携を進めます。
自治体との連携	○本公園を活用できる本市の施策に積極的に協力し、イベントや利用プログラムに取り入れます。 ○地元市の公民館での活動団体との連携を深め、公園の利用促進を図ります。
商工会議所・観光協会	○「辻の盆」など地域活性化に繋がるイベント等について、連携協働し、定着化を進めます。
周辺公園との連携	○地元藤沢市の公園管理者と連携し、公園管理運営に関する意見交換等を行い、相互の管理運営に反映させていきます。

イ 公的団体との広域的な連携

首都圏公園緑地9団体連絡協議会での公園管理運営に関する情報交換、連携した企画により、広域的な利用者の拡大に取り組めます。例：「公園への小さな旅」の発行 首都圏公園スタンプラリー

(様式第3号)

平成26年度委託予定業務一覧表

(単位：千円)

業務区分	業務名	業務内容	委託を行う理由	委託に係る予算額(概算)	選定方法、選定期間、選定方法の考え方
植物管理業務	高木管理業務	高木剪定及びヤシ枯葉除去	高度な技術と危険が伴うため	2,960	藤沢市緑化事業協同組合に依頼する。
	芝生管理業務	芝生張替 (刈グントキソウ対策)	高度な技術を要するため	500	藤沢市緑化事業協同組合に依頼する。
	花壇管理業務	花苗植付	集中して人員を投入するため	300	指定管理業務開始後に、地域の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。
施設管理業務	自家用電気工作物点検業務	自家用電気工作物の法定点検	資格及び専門知識が必要なため	1,142	指定管理業務開始後に、複数者の見積り合わせにより価格が最も低い額の業者を選定する。
	設備点検業務	自然エネルギーシステム・防災用設備等の定期点検	専門技術と知識が必要なため	5,288	指定管理業務開始後に、複数者の見積り合わせにより価格が最も低い額の業者を選定する。
	遊具点検業務	遊具の定期点検	専門技術と知識が必要なため	300	指定管理業務開始後に、専門の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。
	交通展示物点検業務	交通展示館館内展示物の定期点検	専門技術と知識が必要なため	1,412	指定管理業務開始前に、専門の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。
	スカイサイクル点検	スカイサイクルの定期点検	専門技術と知識が必要なため	1,211	指定管理業務開始前に、専門の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。
清掃管理業務	受水槽清掃業務	水槽内清掃	専門技術と知識が必要なため	570	指定管理業務開始後に、地域の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。
	施設清掃業務	サザン池清掃 床ワックス清掃	専門技術と知識が必要なため	1,530	指定管理業務開始後に、地域の業者の中から、指定して価格が最も低い者を選定する。
駐車場管理業務	警備業務	プール期間 公園外周道路警備	資格及び専門知識が必要なため	4,500	指定管理業務開始後に、複数者の見積り合わせにより価格が最も低い額の業者を選定する。